

資料 1

令和元年 7 月 11 日

第 8 回策定委員会

第三期武蔵野市学校教育計画（仮称）

中間のまとめ（案）

目次

第1章 計画の位置づけ	4
1 計画策定の背景・趣旨	6
（1） 計画策定の背景・趣旨	6
（2） 「第三期武蔵野市学校教育計画」の位置付け	6
（3） 計画期間	7
第2章 現状と課題	8
1 この間の教育に関わる様々な動き	10
（1） 第3期教育振興基本計画の策定	10
（2） 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定	10
（3） 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画の策定	10
（4） 「次世代の学校・地域」創生プラン	11
（5） 地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正	11
（6） 子どもの貧困対策の推進に関する取組	12
（7） 児童福祉法等及び児童虐待防止法の改正	12
（8） 東京都教育ビジョン（第4次）の策定	12
（9） 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画	13
（10） 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱	13
（11） 武蔵野市第六期長期計画の策定	13
2 学習指導要領の改訂	14
（1） 学習指導要領改訂の基本的な考え方	14
（2） 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	15
（3） 育成を目指す資質・能力の明確化	16
（4） 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」	16
（5） 子どもたちの発達の支援、家庭や地域との連携・協働	17
（6） 学校段階間の接続	17
3 前計画の取組状況	19
（1） 第二期学校教育計画の取組状況	19
4 現状と課題	29
（1） 児童・生徒	29
（2） 家庭	34
（3） 教職員	36
（4） 学校施設	37
第3章 基本理念と施策の体系	40
1 基本理念	42
2 施策の基本的な考え方	42

3 施策と主要な取組	44
施策① 言語能力の育成	44
施策② 情報活用能力の育成	46
施策③ 市民性に関わる資質・能力の育成	48
施策④ 多様な人々が共に生きる社会の担い手としての資質・能力の育成	50
施策⑤ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	52
施策⑥ 健康で安全な生活の実現	56
施策⑦ 学校に好循環を生み出す取組の充実	57
施策⑧ 学校がプラットフォームとなる地域との協働体制の構築	60
施策⑨ 未来を見据えた学校の整備	62
4 計画の推進	64
(1) 進捗状況の管理	64

第 1 章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

情報化社会の急激な進展は、私たちの生活を大きく変えようとしています。AI(人工知能)やIoT(Internet of Things)といったICTの発達により、生活の利便性は向上し、労働の軽減が図られる一方、定型的な業務はそれらにとって代わり、人の働き方は大きく変わるといわれています。

また、長寿命化により人生100年時代といわれるようになり、これまでとは異なる人生設計が必要になるといわれています。

ますます加速する少子・高齢化、就業・就労状況の変化、国際競争力の低下、子どもの貧困や社会的経済格差の拡大など多くの課題が山積みするなか、私たちは、子どもたちに未来を切り拓いて生き抜く力を育てていかなければなりません。

このような状況の中で、国では、第3期教育振興基本計画の策定(平成30年6月)、小中学校学習指導要領の改訂(平成29年)、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(平成30年)、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定(平成28年12月公布)などの動きがありました。

東京都においては、第4次東京都教育ビジョンの策定(平成31年3月)、東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画の策定(平成29年2月)により、時代に対応した学校教育の方向性を打ち出しています。

子どもたちに今求められるのは、知識・技能の習得に加え、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性、そして、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力といわれています。

武蔵野市教育委員会では、社会情勢の変化や第3期教育振興基本計画等の趣旨を踏まえながら、本市における教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにするため、「第三期武蔵野市学校教育計画」を策定しました。今後、本市の子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となれるよう、学校教育の充実を図ります。

(2) 「第三期武蔵野市学校教育計画」の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育の振興のための施策に関する基本的

な計画」の一部として、本市教育委員会が目指すべき学校教育の基本的方向性を示したものです。

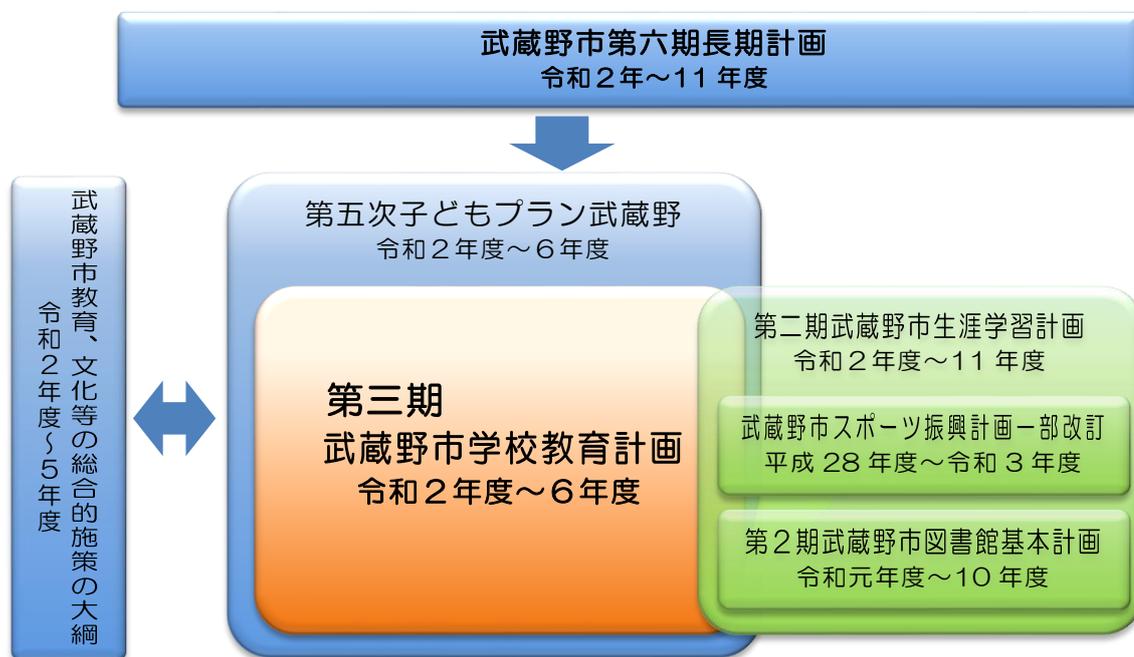
本市の最上位計画である武蔵野市第六期長期計画（令和2年度～11年度）の目指すべき方向性を踏まえると共に、第五次子どもプラン武蔵野（第六期長期計画の分野別実施計画であり、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画）の一部にも、その内容を反映させています。

また、平成27年4月に設置した武蔵野市総合教育会議では、市の教育施策を総合的な見地から推進することを目的として、「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」を4年ごとに策定しています。市長と教育委員会とが、市の教育施策について協議・調整を尽くすことが求められている事業を記載しています。

さらに、個別計画である、第二期武蔵野市生涯学習計画、武蔵野市スポーツ振興計画一部改訂、第2期武蔵野市図書館基本計画との整合性も図りながら策定しました。

なお、本計画については、国や東京都の教育施策の動向などを踏まえ、令和6年度までに見直しを行い、令和7年度に改定する予定です。

【各計画の関係図】



(3) 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とする令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第 2 章 現状と課題

1 この間の教育に関わる様々な動き

(1) 第3期教育振興基本計画の策定

第3期教育振興基本計画（以下、「第3期計画」という。）は、教育基本法第17条第1項に基づき政府が平成30年6月に閣議決定した教育の振興に関する総合計画で、第3期計画の計画期間は、平成30年度から令和4年度の5年間です。

第3期計画では、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しています。

人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」などの五つの今後の教育政策に関する基本的な方針と、計画期間における教育政策の目標と施策群を示しています。

(2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

平成28年12月、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的に、制定されました。教育機会確保法とも呼ばれるものです。

不登校の児童生徒が通いやすい民間のフリー・スクールや公立の教育支援センター、特別な教育課程をもつ不登校特例校など、学校以外の教育機会を確保する施策を国と自治体の責務とし、必要な財政支援に努めるよう求めるものです。

(3) 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画の策定

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必

修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。

平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備目標の水準として、学習者用コンピュータ3クラスに1クラス分程度整備、指導者用コンピュータ授業を担当する教師1人1台、大型提示装置・実物投影機100%整備、超高速インターネット及び無線LAN100%整備、ICT支援員4校に1人配置などを掲げています。

（４） 「次世代の学校・地域」創生プラン

平成28年1月、文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、中央教育審議会の3つの答申の内容の具体化を強力に推進するべく、「次世代の学校・地域」創生プランを策定しました。

- ①「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ②「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ③「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」

これらを進めることにより、地域と学校の連携・協働に向けた改革、学校の組織運営改革及び教員制度の一体改革を進めていくものです。

（５） 地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正

平成29年3月に社会教育法が改正されました。そのなかで、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われました。

文部科学省から同年4月には、各教育委員会がそれぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、円滑かつ効果的に地域学校協働活動を推進していくことができるよう、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」が示されました。そこでは、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供などについて示すこと

により、それぞれの地域や学校の特色や実情に応じた地域学校協働活動の展開を求めています。

(6) 子どもの貧困対策の推進に関する取組

平成 25 年 6 月、「子どもの貧困対策に関する法律」が制定され、翌年の 8 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、スクールソーシャルワーカーの配置人数、スクールカウンセラーの配置率、就学援助制度に関する周知状況など 25 の指標を設定しています。

また、それらの指標の改善に向けては、(1) 教育の支援、(2) 生活の支援、(3) 保護者に対する就労の支援、(4) 経済的支援、(5) 子供の貧困に関する調査研究等、(6) 施策の推進体制等といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

なお、「子どもの貧困対策に関する法律」については、令和元年 6 月に改正され、基本理念に子どもの最善の利益を優先することなどが明記されるとともに、教育の支援について施策を講じるにあたり、教育の機会均等を図ることが明確化されました。

(7) 児童福祉法等及び児童虐待防止法の改正

平成 29 年 4 月に改正児童福祉法が施行されました(一部は、公布日及び平成 28 年 10 月)。全ての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有すること、そのことについて、国・地方公共団体の役割・責務が明確にされました。

また、同時期に改正された児童虐待防止法では、しつけを名目とした児童虐待の禁止などが明記されましたが、目黒区(平成 30 年 6 月)や野田市(平成 31 年 1 月)に発生した親の虐待による児童の死亡事件をきっかけに、令和元年 6 月には、親による体罰禁止や児童相談所の介入強化を盛った改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立し、令和 2 年 4 月から施行される予定です。

(8) 東京都教育ビジョン(第 4 次)の策定

東京都教育ビジョンは、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育の振興のための施策を講ずる基本的な計画」として東京都教育委員会が定めているもので、平成 31 年 3 月には第 4 次プランが策定されました。計画期間は令和元年度からの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性が示されています。

AIなどICT技術の発展、超高齢社会の到来、在住外国人等の増加、若者の離職率上昇、名目GDPの陰りと国際競争力の低下といった社会的背景のもと、「子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくこと」、「学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていくこと」を基本理念に掲げています。

(9) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画

東京都特別支援教育推進計画（第二期）は、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成するという基本理念のもと、平成29年度に策定された10年計画です。

(1) 特別支援学校における特別支援教育の充実、(2) 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実、(3) 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、(4) 特別支援教育を推進する体制の整備・充実 という4つの方向性をもっています。第一次実施計画は、当面4年間に取り組むべき具体的な施策を掲げたものです。特別支援学校と区市町村教育委員会との連携を強化し、計画的・継続的な支援により、特別支援学級の専門性を向上することなどが示されています。

(10) 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が公布され、平成27年4月に施行されました。法改正の趣旨や教育行政と一般行政との密接な連携の必要性を踏まえ、首長に地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を義務付けました。

本市では、教育施策を総合的な見地から推進するため、条例で「総合教育会議」を設置し、教育委員会との協議を経て、平成27年6月に「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」を策定しました。文化振興、オリンピック・パラリンピック等国際大会への取組、総合的な放課後施策など、市長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが求められているものを主として記載しています。

大綱の対象とする期間は4年とし、「重点的な取り組み」は、その期間を見通しつつ、取組の方向性については、毎年見直しを行っています。

(11) 武蔵野市第六期長期計画の策定

長期計画は、市の長期計画条例に基づき、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、

総合的かつ計画的な市政運営を推進するための最上位計画です。第六期長期計画は令和2年度を初年度とする10年間を計画期間としています。平成30年7月に策定委員会が設置され、討議要綱（平成31年2月）や計画案（令和元年6月）を公表し、圏域別市民会議やパブリックコメントや無作為抽出市民ワークショップを経て、令和2年3月には公表される予定です。子ども・教育分野の5つの基本施策のうち、学校教育計画は、「基本施策4 子どもの「生きる力」を育む」と「基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備」に、その方向性が示されています。

2 学習指導要領の改訂

今の子どもたちが成人して活躍する頃の社会は、厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されています。生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、人工知能の飛躍的な進化など、社会構造や雇用環境は大きく、また、急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。このような中、平成26年11月に文部科学大臣は、中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問を行いました。そして、中央教育審議会は「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日）の答申を行いました。

2030年の社会と、更なる先の未来において、一人一人の子どもたちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、初等中等教育が果たすべき役割について述べられています。

また、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること、道徳教育や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により豊かな心や健やかな体を育成していくことが示されました。

本答申を受け、学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施となります。

(1) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

今回の学習指導要領の改訂では、基本的な考え方として、学校を変化する社会の中に位置付

け、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けています。

学習指導要領には、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、子どもたちの多様で質の高い学びを引き出すことができるよう、子どもたちが身に付ける資質・能力や学ぶ内容など、学校教育における学習の全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」としての役割があります。

「学びの地図」としての枠組みとして、

- ①「何ができるようになるか（育成を目指す資質・能力）」
- ②「何を学ぶか（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）」
- ③「どのように学ぶか（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）」
- ④「子ども一人一人の発達をどのように支援するか（子どもの発達を踏まえた指導）」
- ⑤「何が身に付いたか（学習評価の充実）」
- ⑥「実施するために何が必要か（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）」

と整理され、新しい学習指導要領の章立てとして組み替えられました。

（２） 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子どもたちに資質・能力を育てていくため、上述の①～⑥に関わる事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子どもたちの姿を踏まえながら不断の見直しを図るため、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現も求められています。

「カリキュラム・マネジメント」は、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保しその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと言えます。

(3) 育成を目指す資質・能力の明確化

前述の答申において、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を

ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」

イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」

ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

の3つの柱に整理され、各教科等の目標や内容についても、この3つの柱に基づく再整理を図るよう提言がありました。

これを受け、学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために「何を学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理されました。

(4) 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」

今回の改訂では、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していく、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）」を推進することが求められています。

これを受け、今後、市立学校では、「一つ一つの知識がつながり、『わかった』『おもしろい』と思える授業」「見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業」「周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業」「自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業」等が変わっていきます。

このような「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善」をとおして、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、学校で学んでいる間だけでなく、生涯にわたって自ら学び続けられるようになることを目指しています。

また、「深い学び」の鍵として、「見方・考え方」を働かせることが重要になります。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という教科等ならではの物事を捉える視点や考え方です。「見方・考え方」は、各教科

を学ぶ本質的な意義の中核をなすもので、教科等の学習と社会をつなぐものなのです。子どもたちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることこそ先生方の専門性が発揮されます。

さらに、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、学習指導要領では、例えば国語力や数学力など教科等の枠組みを踏まえ社会の中で活用できる力、例えば言語能力や情報活用能力などの教科等を超えた全ての学習の基盤として生まれ活用される力、例えば安全で安心な社会づくりのために必要な力や自然環境の有限性の中で持続可能な社会をつくる力等のように今後の社会の在り方を踏まえて、現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力を子どもたち一人一人に育てていくことも重要とされました。

(5) 子どもたちの発達の支援、家庭や地域との連携・協働

新学習指導要領では、子ども一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実や、障害のある子どもたちや海外から帰国した子ども、日本語の習得に困難のある子ども、不登校の子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもへの指導についても示されました。

また、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、家庭の役割や責任を明確にしつつ、地域と連携・協働して、それぞれが主体的に、一体となって子どもたちを育むことが大切であるとも示されています。

(6) 学校段階間の接続

新学習指導要領の各教科等における教育目標や内容については、資質・能力の三つの柱を踏まえて再整理し示されています。これにより、資質・能力の三つの柱を踏まえて、教科等間の横のつながりや、幼小、小中、中高の縦のつながりの見通しを持つことができるようになります。

特に、小中一貫教育が制度化されたことをうけ、各学校が、縦と横のつながりを意識しながら、その特色に応じた教育課程を編成していくことができるようにすることは、今後ますます重要となります。

様々な資質・能力は、教科等の学習から離れて単独に育成されるものではなく、関連が深い教科等の内容事項と関連付けながら育まれるものであることや、資質・能力の育成には知識の質や量が重要であり、教科等の学習内容が資質・能力の育成を支えていることが明らかになってきています。

今回の改訂は、そうした教科等の学習の意義を再確認しながら、教科等相互あるいは学校段階相互の関係をつなぐことで、教科等における学習の成果を、「何を知っているか」とどまらず「何ができるようになるか」にまで発展させることを目指しています。こうした考えに基づき、今回の改訂では、学びの質と量を重視するものであり、学習内容の削減や授業時数の削減は行われませんでした。

なお、高等学校教育においては、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、各教科の主要な概念につながる重要用語を中心に用語の構造を整理すること等を含めた高大接続改革を進めていくことが求められています。

3 前計画の取組状況

(1) 第二期学校教育計画の取組状況

第二期学校教育計画（平成 27 年度～）で掲げた各施策の取組状況は下記のとおりです。

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
1	基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等を育む指導の充実	<p>国及び東京都が実施している学力調査の結果を分析し、子どもたちの学習の状況や指導上の課題を踏まえた指導の充実を図る。</p> <p>体験的な学習や問題解決的な学習、学習意欲の向上等、授業の工夫・改善を図る。学習指導員を活用し、指導方法の工夫・改善を推進する。</p> <p>放課後や土曜日等を活用した学習支援教室の実施により、個に応じた指導の一層の充実を図る。教育研究校を指定し、研究成果を共有する。</p>	<p>国や都の学力調査や日々の学習の状況等を分析し、全校で「授業改善推進プラン」を作成した。</p> <p>学習指導員等を配置し、算数・数学、英語を中心に習熟度別少人数指導の充実を図った。</p> <p>学習指導員を活用し、放課後や土曜日、夏季休業中の学習支援教室を実施した。</p> <p>各年度、教育課題研究開発校及び教育研究奨励校を指定し、研究を進めるとともに研究成果を共有した。</p> <p>教員に対し、指導主事や市教育アドバイザーが基礎・基本の定着や思考力、判断力、表現力等を高める指導の工夫・改善の指導・助言を行った。</p>
2	言語活動の充実	<p>言語活動を充実し、子どもたちの言語能力を高めるよう工夫する。校内の言語環境を整備し、豊かな言語感覚の育成を図る。</p> <p>子どもたちの発達の段階に応じて、言語活動を各教科等の指導計画に位置付けるとともに、考察や自分の考え、意見を分かりやすく伝える能力等の育成を図るための指導の充実に努める。</p>	<p>教育課題研究開発校及び東京都言語能力向上拠点校が言語活動に関する研究発表を行い、研究成果を共有した。</p> <p>教育研究奨励校が、「主体的に表現する児童の育成」等をテーマに国語の研究発表を行い、研究成果を共有した。</p> <p>指導課訪問や研修を通じて、指導主事や教育アドバイザーが言語活動の活性化を図る学習場面について指導・助言を行った。</p>
3	理数教育の充実	<p>理科教育推進教員や小学校高学年における理数教育の充実に向けて配置する理科を専門とする教員や理科指導員を有効活用し、観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの科学的な見方や考え方を育てる。</p> <p>生涯学習事業の土曜学校事業（サイエンスクラブ【理科】・ピタゴラスクラブ【算数】）やサイエンスフェスタ等に、学校が関わるなど、理数に対する興味・関心を高める活動を推進する。</p>	<p>小学校に、理科教育推進教員や理科指導員を配置し、観察・実験など理科の授業の充実を図った。</p> <p>東京都小学生科学展に 1 点を市代表として選出したほか、その他の作品を市教育委員会として表彰した。</p> <p>武教研小学校理科部と連携した市教委主催の小学校理科実技研修を 8 月に実施し、教員の授業力の向上を図った。</p> <p>生涯学習スポーツ課が所管するサイエンスフェスタに武教研小学校理科部の教員や中学校理科部の生徒が協力した。</p>
4	読書活動の充実	<p>子どもたちの豊かな感性や情操を育み、知的好奇心や創造力・表現力を育てるため、朝読書や読書週間などの取組を一層推進する。</p>	<p>全小中学校に対し、学校図書館サポーターによる支援の実施、学校図書館担当者・サポーター連絡会での取組の共有を行うとともに、学校図書館システムを活</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
		<p>各学校に配置された学校図書館サポーターや学校図書館システムを有効活用し、子どもたちが読書に親しんだり、進んで調べ学習をしたりできる読書環境を整備する。</p> <p>読書の動機付け指導や調べ学習資料の一括貸し出しの活用など、市立図書館との連携を一層強化する。</p>	<p>用し、全校で蔵書管理を行った。</p> <p>読書活動の充実に向け、朝読書、読書週間等を実施するとともに、保護者や地域ボランティアを活用した読み聞かせを行った。</p> <p>市立図書館と連携し、読書の動機づけ指導を小学3年生を対象に全校で実施した。</p>
5	道徳教育の充実	<p>豊かな人間性や社会性を育み、子どもたち一人一人に自信をもたせ、自分自身を肯定的に受け止めさせるとともに、生命を大切に作る心や思いやりの心、正義感や倫理観などの規範意識の醸成を図る。</p> <p>道徳教育推進教師を中心に道徳の授業の工夫・改善に努め、各教科等すべての教育活動を通して道徳教育を展開するとともに、様々な体験活動を通して、子どもたちの内面に根ざした豊かな道徳性と道徳的実践力の育成に努める。</p> <p>道徳の授業公開や地域懇談会などを通して、家庭・地域と連携した道徳教育を進める。</p>	<p>東京都の道徳教育推進教師養成講座を道徳教育推進教師が受講し、研修内容を校内で共有した。</p> <p>市の道徳教育推進教師担当者会で、「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた研究授業を実施した。また、全ての小中学校で道徳授業地区公開講座を実施し、保護者・地域の方が授業公開・意見交換会に参加した。</p>
6	自然体験活動・長期宿泊体験の充実	<p>セカンドスクールやプレセカンドスクール、移動教室等を通じて、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。</p> <p>長期宿泊体験の中で自主性・協調性を育て、生活での自立に必要な知識・技能を身に付けさせるとともに、現地の方々との交流を通じて、進んで他者と関わる力を養う。</p> <p>セカンドスクール全校実施20年の機会に、取組の再評価を行い、通常の学校生活とのつながりや、より一層課題を明確にした探究的な活動、小・中学校の発達段階に応じた活動など、よりよいものになるように検討していく。</p> <p>各教科等において、学校ビオトープや学校農園、地域の公園など、身近な自然環境を生かした体験活動を充実する。</p>	<p>ファーストスクールとのつながりやねらいを実現するための探究的な活動の充実について、事前ヒアリングで指導・助言を行い、全小中学校においてセカンドスクール、プレセカンドスクールを安全かつ計画的に実施した。</p> <p>平成27年度にはセカンドスクール20周年に伴う取組として、セカンドスクール開始時の状況や現在の取組の様子等を収録したDVDや、児童・生徒や保護者、教員へのアンケート結果等をまとめたパンフレットを作成した。また、「セカンドスクール」がグッドデザイン賞を受賞した。</p> <p>各校の実践事例をまとめた「セカンドスクール実施報告書」の作成や報告会により、小中学校の取組内容を共有した。</p> <p>地域の教育力を生かし、学校ビオトープや地域の農園等を活用した体験活動を実施した。</p>
7	文化・芸術活動の充実	<p>演劇、合唱、合奏等の優れた舞台芸術の鑑賞や、美術展や書き初め展などの教育活動を通して、子どもたちの豊かな感性や情操を育む。</p> <p>「青少年コーラス・ジョイントコンサート」「ジュニアバンド・ジョイン</p>	<p>演劇鑑賞教室、オーケストラ鑑賞教室、連合音楽会、書初展、美術展、ジュニアバンド・ジョイントコンサート、青少年コーラス・ジョイントコンサートを実施し、子どもたちの豊かな感性や情操を育んだ。</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
		トコンサート」や各学校での吹奏楽や合唱団の取組等、子どもたちが積極的に文化・芸術活動に取り組み、自他のよさを認めたり、自らの創造力、表現力を高めたりする活動を進める。	すべての小中学校で吹奏楽やコーラス等、文化的な部活動・課外クラブの活動に取り組んだ。
8	生活指導の充実	<p>すべての教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤に、互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力を育むとともに、生命を大切にする心を育てる。</p> <p>いじめ問題については、平成26年度に策定した「武蔵野市いじめ防止基本方針」に基づいて、未然防止・早期発見・迅速で確実な対応の充実を図る教育活動を展開する。社会全体で子どもたちを守り育むために、学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働できる体制づくりを進める。</p> <p>子どもたちがメールやインターネットでのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、学校が家庭や関係機関等と連携し、情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>「武蔵野市いじめ防止基本方針」の掲示資料の部分改訂を通して、各校において行われるいじめ防止に向けた取組を推進した。</p> <p>中1ギャップ、いじめ等の未然防止に向け、「武蔵野ガイダンスプログラム」を各校で活用した。</p> <p>小学校入学直後の児童の小学校生活への順応を図るよう、小学校教員や幼稚園・保育園教職員の意見を踏まえた「武蔵野スタートカリキュラム」を作成し、29年度から各校で活用を開始した。</p> <p>児童生徒の情報モラルの意識を高めることをねらいに、SNS東京ルールを踏まえたSNS学校ルールや家庭でのルールづくりを各校で進めた。</p> <p>いじめ防止関係者連絡会議を開催し、小中学校長、PTA 会長、児童相談所・警察署等の関係機関、青少年問題協議会等の地域の代表者等により、いじめ問題に対する対応策・改善策に関する協議や意見交換等を行った。</p>
9	教育相談の充実	<p>いじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関の連携を進め、学校における組織的な教育相談体制の一層の充実を図る。特に、教育支援センターの派遣相談員制度や都のスクールカウンセラー制度を活用し、学校におけるカウンセリング・学級担任への助言・校内研修などを充実する。</p> <p>また、チャレンジルーム（適応指導教室）の指導を充実するとともに、教育支援センターの教育相談員（臨床心理士）やスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭訪問や別室登校など早期支援を行う。</p>	<p>5月・9月に不登校傾向実態調査を実施しその結果を踏まえ、6月・10月に学校訪問による聞き取り調査を行い、学校の対応について指導・助言することにより、不登校やいじめ等の早期発見、早期対応を図った。</p> <p>市教育支援センター派遣相談員と都スクールカウンセラーによる校内巡回や子ども・保護者との面談を行った。また、両者の連携を図るため、年2回連絡会を実施した。</p> <p>チャレンジルーム（適応指導教室）において、来室する児童生徒の学力や不登校の状況に合わせ、学習や集団活動などの指導支援を行った。</p> <p>スクールソーシャルワーカーによる学校への助言、家庭訪問を行うとともに、地域の民生委員や関係機関との連携などを行い、課題を抱える児童・生徒への支援を図った。</p> <p>平成30年度に不登校対策検討委員会を設置し、不登校対策の現状を把握したうえで、対策を検討し、報告書をまとめた。</p>
10	体力向上・健	子どもたちが心身ともに健康で、明	全小中学校で体力調査を実施し、体力

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
	康づくりの取組の充実	<p>るく活力ある生活を営むために、学校の教育活動全体を通して、健康・体力づくりに努める。</p> <p>全校、全学年で体力調査を実施し、その結果を生かして、子どもたちの体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組を支援する。</p> <p>また、体力向上の成果を発揮する機会や運動することの楽しさ、喜びを体験する機会として、「市内中学校総合体育大会」や「中学生東京駅伝大会」を活用し、生涯学習スポーツ課が主催する運動に関するイベントへの積極的な参加を図るとともに、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育活動を支援する。</p> <p>子どもたちの基本的な生活習慣は、規律正しい学校生活や学習を行う上で基本となるものである。生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活が送れるよう、家庭と連携し、子どもたちの指導とともに、学校保健委員会の取組と連携して健康の保持・増進に努める。</p>	<p>向上に向け、体育朝会や外遊び等に取り組んだ。</p> <p>体力向上や運動好きな児童を育てるために小学校に体育を専門とする学習指導員等を配置し、授業支援を行った。</p> <p>平成 28 年度からは、オリンピック・パラリンピック教育を全小中学校で実施し、子どもたちが体力向上や健康づくりに自ら取り組む態度を育成した。</p> <p>全中学校が参加し、市内中学校総合体育大会、中学生東京駅伝大会を実施した。</p> <p>夏季休業中に武教研体育部と連携して小学校体育実技研修を実施した。</p> <p>研究指定校による研究内容と成果を共有した。</p> <p>学校保健委員会幹事会を開催し、学校医、養護教諭、保護者、市健康課、保健所と、児童生徒の健康保持・増進に関する情報交換を行った。</p> <p>毎年 2 月に学校保健委員会総会で学校管理職・養護教諭・学校医・保護者などを対象として、講演会を行い。児童・生徒の健康づくりの推進、学校保健の充実・発展について考える機会とした。</p> <p>学校保健安全法施行規則の一部改正等に伴い、運動器の疾病を早期に発見することを目的として、平成 28 年度から定期健康診断において四肢の状態検査（運動器検診）を実施した。</p>
11	食育の充実	<p>食は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものととらえ、子どもたちが、食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることを目的に、食育を推進します。各学校において、食育全体計画を作成し、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な指導の充実を図る。</p> <p>また、食育リーダーの活用、給食・食育振興財団との連携等を充実させる。さらに、学校給食においても、給食や調理の過程を生きた教材として食育を進めるとともに、地産地消の推進、地域協働体制の支援などを進める。</p>	<p>食育モデル校を指定し、食育実践事例集を作成し、取組内容を共有した。</p> <p>全校で、食育全体計画を作成するとともに食育推進チームを設置し、食育リーダーを中心に食育を推進した。</p> <p>食育リーダー研修会を年 2 回実施し、各学校での取組を共有した。</p> <p>市内農園で小麦の種まき体験などを実施した。</p> <p>給食・食育振興財団の栄養士・調理員による学級訪問、給食だよりの発行、中学生を対象とした放課後調理実習などの食育を推進した。</p> <p>栄養士が市内農家を訪問して連携を深め、地産地消の推進と PR に努めた。</p> <p>給食・食育振興財団の主催により、市民会館等で体験型イベント「むさしの給食・食育フェスタ」を開催した。</p> <p>平成 27 年度から子ども政策課と連携して、小学校入学前の児童の保護者を対象に「小学校給食体験講座」を開催した。</p> <p>平成 29 年度から給食・食育振興財団とコミュニティ協議会の協働により、地域における食を介した交流イベント「夏休みコミュニティ食堂」を開催した。</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
12	特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上	<p>一人一人の教育的ニーズに対応した専門的な指導の充実を図る。専門家スタッフや派遣相談員、都立特別支援学校のセンター的機能等を活用した学校全体としての体制づくりや専門性の確保、通級指導学級及び個別支援教室担当者による通常の学級等の指導・支援、及び教員の特別支援教育に関する専門性向上等を図る研修の推進に努めていく。</p> <p>また、「交流及び共同学習」の実施に当たっては、それぞれ子どもたちが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感もてるような実施計画の作成や円滑に効果的に活動を推進するための支援員等の配置も検討していく。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターを対象とした研修や、若手教員向けに「特別支援学級の施設見学」「一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の実際」等をテーマに研修を実施した。</p> <p>夏季休業中に教員向けの研修を実施した。</p> <p>障害者差別解消法ハンドブック（武蔵野市立学校版）を作成し、全教職員への配布をとおして、情報共有を行った。</p> <p>地域療育相談室ハビットの言語聴覚士と作業療法士により、小学校知的障害の特別支援学級児童を対象とした巡回相談支援を行い、専門的指導の充実を図った。</p> <p>教員の専門性向上を図るため、特別支援学級設置校連絡協議会や特別支援教育コーディネーター連絡会において情報共有や研修を実施した。</p> <p>平成 29 年度に全小学校に特別支援教室を導入した。各校に巡回指導教員が巡回することで、通常の学級の教員等と連携が図られた。</p> <p>平成 29 年度に第三小学校に知的障害学級「ひまわり学級」を新設した。ひまわり学級の教室は交流及び共同学習がしやすいように、通常の学級の教室と隣接して配置した。</p>
13	早期からの一貫した相談・支援の充実	<p>将来の社会的自立に向けて、様々な教育的ニーズをもつ子どもたちがその能力や可能性を一層伸長していくことができるよう早期からの発達段階に応じた適切な情報提供及び一人一人の気持ちをくみとる場や相談できる場の提供等、相談体制を整備していきます。</p> <p>また、入園、入学、入学後、転校、卒業などによって途切れることのない相談・支援やその間の教育、保健、福祉、医療や市の関係機関における継続的な連携にも努めていきます。</p>	<p>平成 28 年度から就学相談説明会を開催し、就学相談を検討している保護者、幼稚園・保育園の担任などを対象として、就学相談や特別支援学級などに関する情報提供を行った。</p> <p>子どもの適切な学びの場を考えるための就学相談を実施した。実施にあたっては、幼稚園・保育園などを通じて保護者に周知するとともに、学校公開の案内、知的障害学級見学会や特別支援教室説明会を実施した。また、就学後の転学相談も実施した。</p>
14	子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築	<p>子どもたちの多様なニーズに的確に応えていくため、校長のリーダーシップのもと学校全体で対応するとともに、医療・福祉・心理などの専門職の活用、大学・民間との提携・協力体制の充実等、地域全体で新たな連携体制の構築に努めていきます。</p> <p>都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級への巡回指導を継続的・計画的に実施し、指導力の向上を図ります。</p> <p>「これまでの就学指導中心の『点』</p>	<p>地域療育相談室ハビットと連携し、知的障害学級を対象として、言語聴覚士の巡回相談を実施した。また、平成 29 年度から新たに、作業療法士による巡回相談を実施することで連携を強化し、療育機関との切れ目のない支援につなげた。</p> <p>都立特別支援学校のセンター的機能を活用して、平成 29 年度に新設した第三小学校知的障害学級における指導支援体制の充実を図った。</p> <p>特別支援教育推進委員会を開催し、今後重点的に進めるべき施策の課題と方針</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
		<p>としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた『線』としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきであること」の提言を具体化する検討と実施に努めます。</p> <p>各関係機関等との連携状況について相互に報告、検討し合い、改善策を協議することを目的とした「武蔵野市特別支援教育推進協議会」を見直し、実施に向けた検討を行います。</p>	を共有した。
15	多様な学びの場の整備と学校間連携の推進	<p>就学支援シートを活用した幼・保・小との連携を一層活用するとともに、可能な限り幼・保・小・中学校に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、各段階における子どもたちの成長の記録や生活の様子、指導内容等に関する情報を記録し、必要に応じてその取扱いに留意しつつ、関係機関が共有できる「学校生活支援ファイル」を作成します。</p> <p>また、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」で示された「特別支援教室構想」の動向や小学校情緒障害等通級指導学級や知的障害学級への在籍児童数の増加の現状、今後の教育人口の推計等を踏まえ、計画的な特別支援学級の検討・設置を進めていきます。それと同時に、個別支援教室（小学校12校中8校設置）の新たな教室設置についても年度ごとに検討・設置を進めていきます。</p>	<p>就学支援シートの運用について、就学にあたり支援の必要性が高い児童についての情報が着実に引継がれるよう運用方法を見直した。また、就学支援シートに保護者の同意欄を設けて、地域子ども館あそべえや学童クラブにも情報共有する仕組みにした。</p> <p>平成 29 年度には、全小学校に特別支援教室を導入するとともに、第三小学校に知的障害学級ひまわり学級を開設した。</p> <p>小学校の個別支援教室については、平成 27 年度に、2 校（第三小学校・本宿小学校）に設置した。また、平成 30 年度に 2 校（第四小学校・桜野小学校）に新設し、小学校全 12 校で設置が完了した。</p>
16	ICT 機器を活用した教育の推進	<p>教育活動に積極的に ICT 機器を活用し、子どもの学習意欲の向上や情報を選択したり活用したりする能力等の育成を図る。ICT（Information and Communication, Technology= 情報通信技術）機器を活用した教育を推進する委員会の設置や活用のための人的支援、ICT 機器の活用に関する研修の実施など、教員のスキル、活用能力の向上に努める。</p>	<p>教育課題研究開発校及び教育研究奨励校において ICT 機器活用に関する研究を行い、その成果を共有した。</p> <p>タブレット PC 導入モデル校においてタブレット PC 活用の効果を検証し活用事例等を共有した。</p> <p>夏季休業中に、教員の ICT 活用能力向上のための研修を実施した。</p> <p>ICT 機器を活用した授業の充実を目指し、3 名の学校 ICT サポーターによる学校巡回を実施した。</p> <p>タブレット PC や電子黒板を活用した授業研究を、ICT 教育推進委員会等で実施し、活用事例を共有した。</p>
17	国際理解教育・英語教育の充実	<p>国際社会において、子どもたちが日本人としての自覚をもち、我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きていくための資質や能力を</p>	<p>小学校第 3～6 学年の外国語活動と中学校の英語の授業において、ALT による授業支援を行った。</p> <p>小学校教員の英語の授業力向上に向けて、小学校英語教育推進アドバイザーを</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
		<p>育成するために、日本や外国の文化に触れる機会を充実させる。</p> <p>国際社会で主体的に活躍できる人材を育成するために、外国語活動や英語の学習における教員の指導力の向上や A L T (Assistant Language Teacher=外国人指導助手) の配置、地域の留学生などの教育資源を活用した授業を推進する。外部検定試験の奨励や小学校 4 年生以下の英語活動についても検討していく。</p>	<p>2 名配置し、授業観察を実施するとともに英語の授業改善のための研修等を開催した。</p> <p>オリンピック・パラリンピック教育の一環として世界ともだちプロジェクトの対象国の方を招いて話を聞くなど外国の方と交流する活動を実施したほか、茶道等の日本文化に触れる取組も複数校で行った。</p> <p>交流事業課と連携し、ホストタウンのルーマニアの方を招いた交流学习を実施した。</p>
18	安全教育・安全管理の充実	<p>犯罪や非行に巻き込まれないためのセーフティ教室や不審者対応訓練(防犯教育)、交通安全教室や安全マップづくり(交通安全教育)、子どもたちの発達段階に応じた避難訓練の実施や救命講習、地域と連携した防災訓練の取組(防災教育)などを通して、子どもたち自身が危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けさせる。</p> <p>保護者や地域と連携した登下校時の見守りやパトロール、防犯カメラによる通学路の安全の確保など、子どもたちの安全を守る取組を継続する。警察、市安全対策課等、関係機関と連携し、不審者情報の速やかな把握を行うとともに、むさしの学校緊急メール等を活用して保護者への迅速な情報提供を行う。</p> <p>食物アレルギーについて、小学校 1 年生就学時から丁寧に確認し、対応マニュアルの活用や研修を通して、適切に対応していく。</p>	<p>不審者対応訓練や全校で実施するセーフティ教室などで、犯罪被害防止等の取組を行った。</p> <p>安心・安全に関わる情報を保護者へ迅速に提供できるようにメール配信のできる環境を整備した。</p> <p>警察や市の安全対策課等と連携し、不審者情報について迅速な情報提供に努め、関係機関との連携を一層推進した。</p> <p>生活指導担当者会では、必要に応じて、警察や子ども家庭支援センター、教育支援センター等からの出席を依頼し、情報共有を行うとともに、研修を実施した。</p>
19	市民性を高める教育の推進	<p>子どもたちが人と社会とのつながりを大切にしながら、地域社会の一員として、よりよい地域づくりに積極的に参加できる資質や態度を育成するために、「自立(自己を高める)」「協働(連携し行動する)」「社会参画(進んで社会に関わる)」の 3 つの視点から、各教科等の学習や「武蔵野市のいま・むかし」を活用した学習、福祉教育、租税教育、武蔵野ふるさと歴史館と連携した学習など、市民性を高める教育に取り組む。</p> <p>児童会・生徒会など自治的な活動を推進したり、地域行事やボランティア活動等に参加したりするなど、よりよい地域社会づくりに進んで参画する意欲や態度を育てる教育を推進する。</p>	<p>小学校全校で「武蔵野市のいま・むかし」を活用して、井の頭公園への遠足や、玉川上水、昔の道具、中島飛行機製作所についての調べ学習などを行った。</p> <p>小学校全校において、武蔵野ふるさと歴史館と連携した学習を行った。</p> <p>「武蔵野市民科」について、カリキュラム作成委員会を設置し、武蔵野市民科の必要性や目標、育成すべき資質・能力について協議したほか、小中連携教育研究協力校における研究を行った。</p> <p>よりよい地域社会づくりに進んで参画する意欲や態度を育てることを目指し、中学校において生徒会主催や PTA と連携した花壇づくり活動等を行った。</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
20	今日的な教育課題への対応	<p>環境教育については、子どもたちが、身近な生活を通して関心をもち、自然保護や環境保全に関する理解を深めるよう取組を進め、各学校でEMS（環境マネジメントシステム）や学校ビオトープ、太陽光発電等を活用した教育に取り組む。</p> <p>キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成のために、子どもたちの発達段階に応じて集団における自らが果たす役割や責任を自覚するとともに、自分らしい生き方について考えることができるような取組を計画的・系統的に行っていく。キャリア教育に関する研修や地域の教育資源を積極的に活用した職場体験学習を充実する。</p> <p>「小一プロブレム」「中一ギャップ」等に対応した継続した指導や支援を実現するため、中学校ブロックごとの小中合同研修会や幼稚園・保育園との連絡会など、9年間を見通した小中連携の推進と就学前教育との連携を図る。小中連携をさらに進めた小中一貫教育について、是非も含めた検討をしていく。</p> <p>平和に関する学習の充実を図り、平和についての考え方や世界平和実現のための取組の重要性など、子どもたちの平和に対する意識を高める。</p>	<p>理科や生活科、総合的な学習の時間を中心</p> <p>に、ゴミ処分場の見学、地域の公園や学校ビオトープ、太陽光発電システムなどを活用し、環境学習の充実を図った。</p> <p>発達段階に応じたキャリア教育を推進し、地域企業等の協力による中学校職場体験を実施したほか、進路指導担当者会においてキャリア教育に関する研修を行った。</p> <p>いわゆる「小一プロブレム」やいわゆる「中一ギャップ」等に対応した指導の充実を図るため、中学校では「武蔵野ガイダンスプログラム」、小学校では「武蔵野スタートカリキュラム」を活用した指導を行った。</p> <p>小中連携の取組として、中学校区ごとの小中合同研修会、教務担当者会及び生活指導担当者会等により学校間の情報共有を図った。</p> <p>武蔵野ふるさと歴史館、「わたしたちの武蔵野市」、「武蔵野市のいま・むかし」を活用し、平和に関する学習を行った。</p>
21	学校運営組織の活性化	<p>校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や校内の人材育成体制の充実を図る。管理職研修を充実するとともに、主幹教諭、指導教諭等を中心とした教職員の経営参画意識を高める。</p> <p>学校裁量予算制度により、学校運営の自主性・自律性を高める。</p>	<p>研究指定校やモデル校をはじめ、各学校で校内研究・研修等の機会を通して、教員の指導力向上を目指した組織的・計画的なOJTの実践を進めた。</p> <p>夏季休業中に、校長研修や副校長研修を実施した。</p> <p>学校から推薦された主任教諭を対象に、学校マネジメント講座を実施した。</p> <p>学校裁量予算を実施した。</p>
22	学校評価を生かした経営改善	<p>学校経営の組織的・継続的な改善を図り、家庭や地域と連携・協力した質の高い学校教育を目指すため、学校の自己評価及び学校関係者評価による学校評価の取組の改善と充実を図る。</p> <p>学校評価の結果を踏まえ、校長が学校経営においてリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行うことができるよう、人事・予算・教育課程面における必要な支援を行う。</p>	<p>各学校が、学校評価の結果と学校経営計画について学校だよりや学校ホームページで公表した。</p> <p>各学校において、学校評価について「開かれた学校づくり協議会」で説明するとともに、学校関係者評価の実施に向けた授業や行事等の公開を行った。</p>
23	若手教員と学校運営の中核となる教員の	<p>学校教育の担い手である教員の資質・能力の向上や、新たな教育課題への対応力を高めるため、年次研修、職</p>	<p>実践的指導力の向上を図るため、1年目から3年目までの教員を対象にした若手教員育成研修を実施したほか、授業力</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
	育成	<p>層研修、授業力研修などの現行の研修内容を検証し、研修体系の整備と内容の一層の充実を図る。</p> <p>主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の中核となる教員を育成するため、役割の明確化とOJTを推進する。</p> <p>研究指定校制度を充実するとともに、教育アドバイザーを活用した若手教員への指導・助言を一層充実していく。</p>	<p>向上研修を実施した。</p> <p>市の教育アドバイザー及び指導主事による授業観察を1年目から3年目までの教員のみならず、臨時的任用教員に対しても行った。</p> <p>教育課題研究開発校及び教育研究奨励校を指定し、研究成果を共有した。</p> <p>学校の中核となる教員を育成するため、各学校で個々に適切な役割を与え、OJTを推進した。</p>
24	教育センター機能の充実	<p>「武蔵野市教育センター（仮称）検討委員会報告書」（平成25年3月）において、本市の教育センターは、学校の抱える課題を解決するための「相談・支援」機能、支援者の専門性を向上する「研修」機能、情報を提供する「教育情報収集・発信」機能、学校教育の取組を充実させる「調査・研究」機能、地域の教育力を学校とつなげる「ネットワーク構築・コーディネート」機能の5つの機能を備える必要があるとした。</p> <p>現在の教育推進室を発展させ、「相談・支援」機能の中心となる教育支援センターなどの事業をより一層充実させるとともに、学校施設の改築等の機会に併せて、統合された教育センターの実現を図る。</p> <p>平成27年4月に開設した教育推進室の5つの機能（「相談・支援」、「研修」、「教育情報収集・発信」、「調査・研究」、「ネットワーク構築・コーディネート」）の整備・充実を図る。</p> <p>教職員に対する相談や学級崩壊、いじめへの対応等への支援、若手教員研修など、小中学校教員へのサポートの充実を図る。</p> <p>電子データ化した報告書や諸資料等、教員に必要な情報について、学校情報システムを活用して、教員が自席で活用できるようなネットワークの整備を進める。</p> <p>学校支援コーディネーターを活用し、地域の人材の発掘や学生ボランティアネットワークの構築など、地域との連携を強化する。将来的には、学校施設の改築などの機会に併せて、教育相談などを実施している教育支援センターと統合し、教育センターの実現を図る。</p>	<p>学校改築の機会に併せて教育センターを設置することを想定し、教育センターに必要な機能及び面積の検討を行った。</p> <p>一方、新たに子育て支援包括センター設置及び大野田小学校の児童増加対策としての教育支援センターの外部移転の可能性が出てきたため、28年度以降はこれらの短期的な課題を解決するための検討を行った。</p> <p>教育推進室の5つの機能が充実した。教育アドバイザーによる若手及び臨時的任用教員育成、研究指定校の成果や学習資料等の学校情報システムによる共有、教育推進室だよりによる情報発信、地域人材を掲載する学校支援協力者リストの作成、地域コーディネーターの全校配置と活動促進、学校支援コーディネーターによる学校支援等を行った。</p>
25	教育施設の整備	<p>安全な学校生活のために、引き続き施設・設備の定期的な点検に努める。別に定める学校施設整備基本方針に</p>	<p>今後の学校施設整備については、平成27年度に学校施設整備基本計画策定委員会を設置し、学校施設のあり方を検討し</p>

	施 策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
		基づいて、計画的に改修、改築を進めていく。学校施設整備基本方針では、新たな教育課題への対応や適正規模などのほか、教育センター、学校給食施設、防災機能のあり方や、地域社会の福祉、子育て、コミュニティなどの課題も踏まえて、今後の学校施設のあり方を定める。	た。 また、この間の小中一貫教育の是非についての検討に併せ、28 年度には学校施設整備基本計画中間のまとめを両論併記（小中別改築、施設一体型義務教育学校整備）で作成し、その後は施設面での比較検討を行った。
26	I C T 環境の整備	子どもたちに質の高い教育環境を提供するために、学習に活用できる I C T 機器や校内無線 L A N、教室で活用できるパソコンを計画的に整備するとともに、一人一台の教員用パソコンや学校情報システムネットワーク、学校図書館に配備された学校図書館システムを活用し、校務の効率化を図る。 学校間・教員間における教育用コンテンツ等の教材をはじめ、情報の共有化とともに、情報セキュリティの徹底を図る。	小中学校の全普通教室・少人数教室・特別支援教室（固定学級）・中学校特別教室（理科室）へ、電子黒板機能付きプロジェクター、書画カメラの設置を完了した。 全小中学校に対し、校内無線 L A N の設置とパソコン教室のパソコンのタブレット PC への更改を完了した。 学校ホームページ作成用のコンテンツマネジメントシステムを導入した。 毎年、各校において情報セキュリティ研修を実施し、教育委員会による外部点検を行った。 教員用パソコンにより校務支援システムや学校情報システムネットワーク等を活用し、校務の効率化を行った。
27	開かれた学校づくりの充実	学校の教育目標を実現し、子どもたちに質の高い教育を保証するために、保護者や地域住民の意見や要望を生かしながら、地域と協働した学校づくりを推進する。 「開かれた学校づくり協議会」を充実させ、より一層学校運営への参画を図る。協議会の代表者が集まる「代表者会」を開催し、本市の学校教育について協議する。地域の学校参画の重要性が高まっている昨今、「開かれた学校づくり協議会」のよりよいあり方について検討していく。 学校公開や保護者会をはじめ、学校だよりやホームページなど様々な場や機会を通じて学校から家庭・地域への情報発信に努める。	全校において、開かれた学校づくり協議会委員を委嘱し学校運営への参画を促したほか、「代表者会」を開催し学校教育に関するテーマを設定し協議を行った。 学校公開や学校だよりの発行等により、保護者や地域への情報発信に努めた。また、子どもたちの安全確保を図るため、むさしの学校緊急メールを各学校において適宜発信した。
28	地域の学校支援体制の充実	大学や企業、地域の協力者による学習支援、クラブ活動・部活動の指導など、本市のもつ豊かな教育力を学校教育に積極的に生かす。 教育センター構想と併せて、地域人材による支援を充実させるための学校支援ネットワーク体制の構築等を検討する。	教育委員会に配置された学校支援コーディネーターと各校の地域コーディネーターが連携し、地域人材による学校支援の取り組みを進めた。 地域人材を登録した「学校支援協力者リスト」を作成し、全小中学校に配布した。

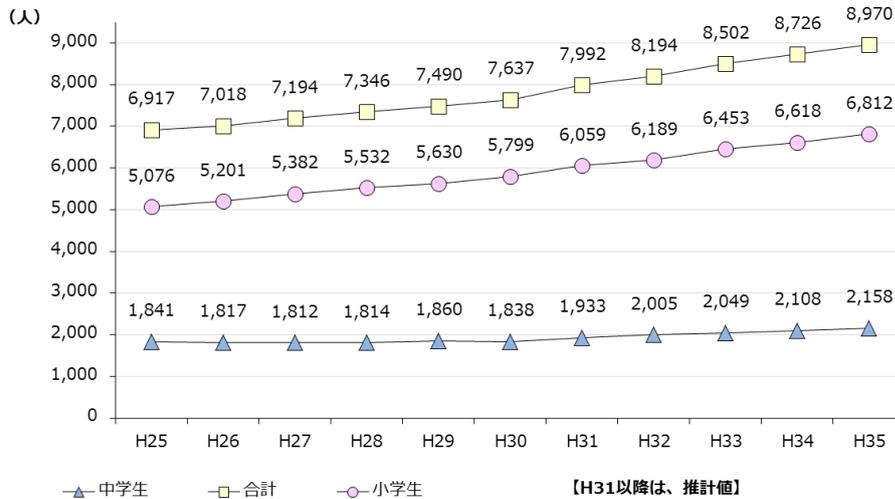
4 現状と課題

(1) 児童・生徒

①市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移

○市立小・中学校の児童生徒数は過去5年間で約1割増加し、今後5年間も同様にさらに約1割増加する見込みであり、必要な教育環境の確保が課題です。

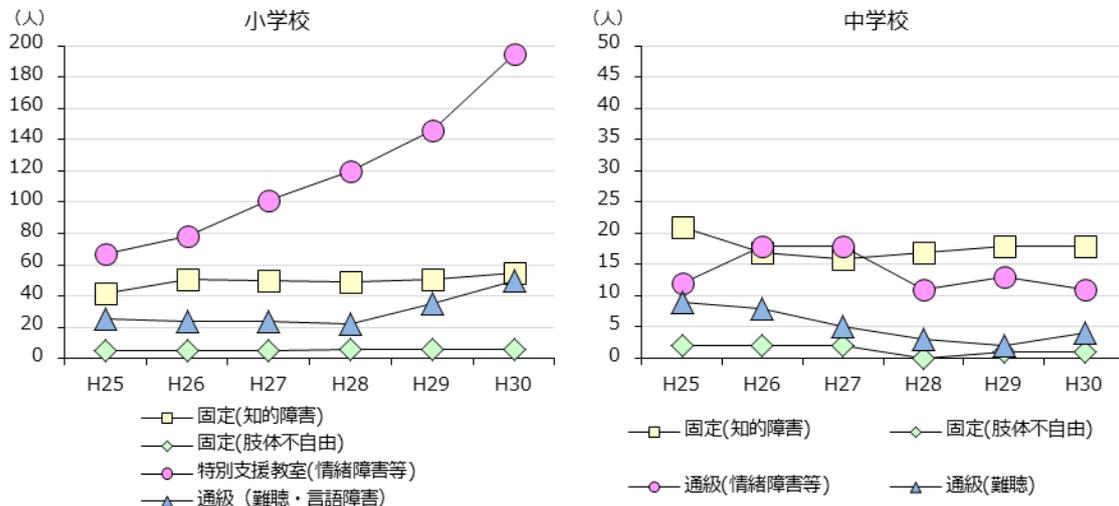
【図表(1)①】市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移



②特別支援学級、特別支援教室の児童・生徒数の推移

○小学校における情緒障害等通級指導学級（平成29年度から特別支援教室）の児童数の増加傾向が顕著であり、必要な指導支援体制を整備する必要があります。

【図表(1)②】特別支援学級の児童・生徒数の推移及び割合



③日本語指導を受けた児童・生徒数の推移

○市の帰国・外国人教育相談室で日本語指導を受けた児童・生徒数は増加しています。早期に学校生活に適応できるよう支援する必要があります。

【図表（１）③】帰国・外国人教育相談室で日本語指導した児童・生徒数の推移

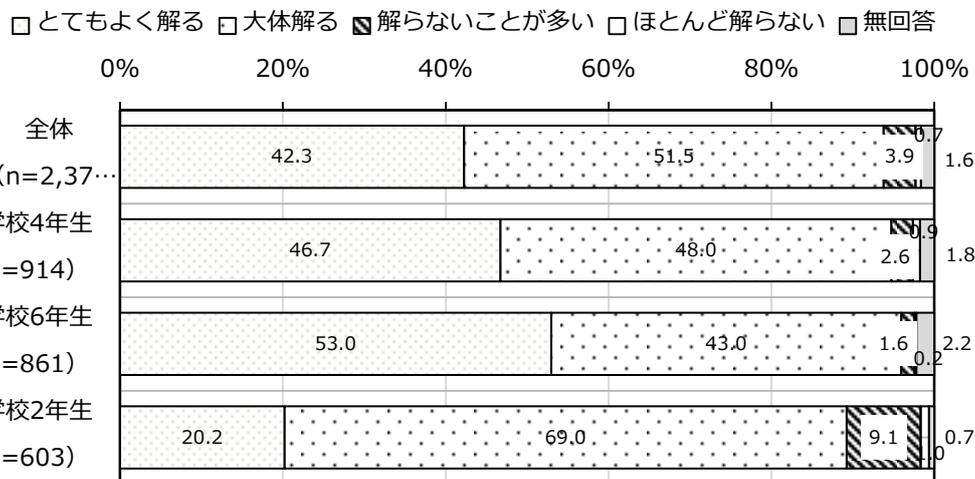
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	単位（人）
外国籍	小学生	4	2	3	7	9	
	中学生	0	1	2	1	2	
国際結婚	小学生	4	5	4	2	0	
	中学生	0	0	0	0	1	
帰国生	小学生	0	0	0	0	0	
	中学生	0	0	0	0	0	
計		8	8	9	10	12	

④学校の授業の理解度と学校から帰ってからの勉強方法

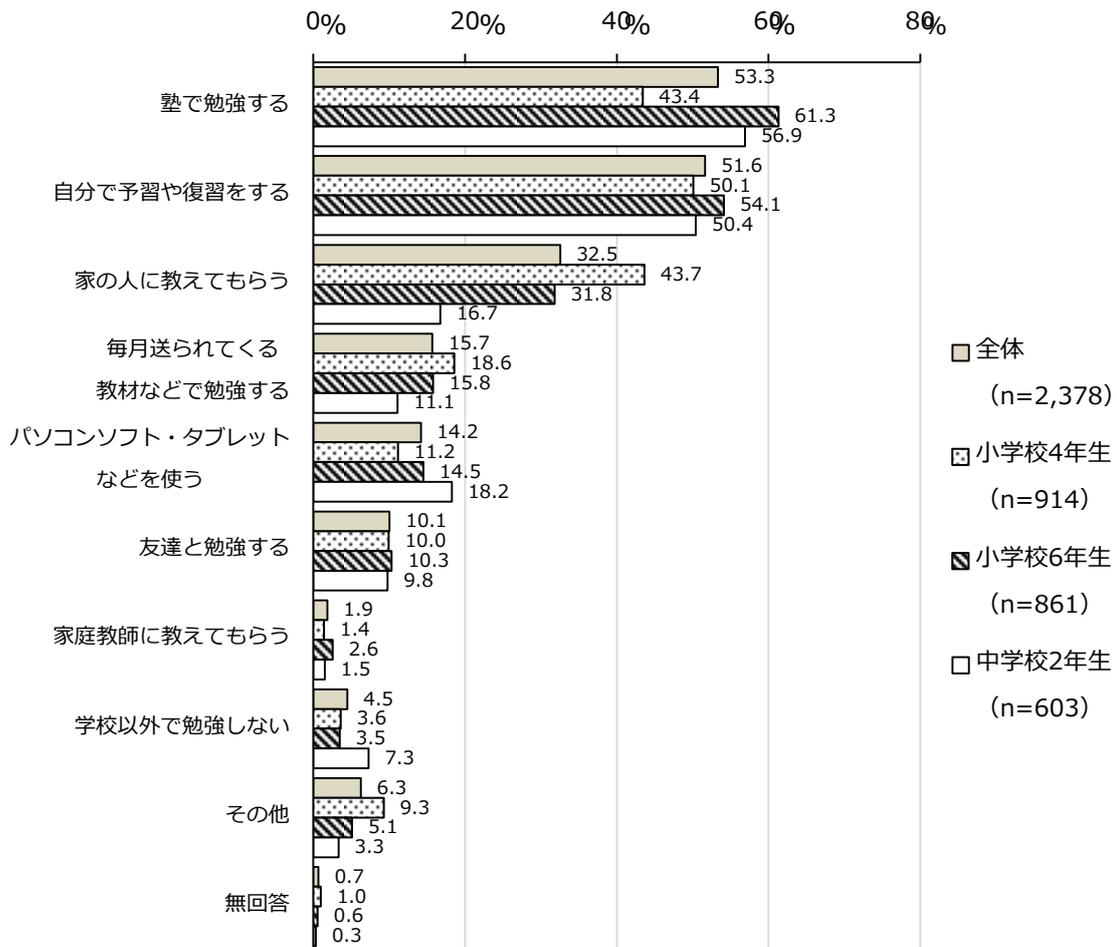
○授業の理解度は、肯定的な評価（とてもよく解る、大体解る）は小学校４・６年生、中学校２年生ともに約９割に達します。但し、中学校２年生では、「とてもよく解る」が小学生と比べ大幅に低くなります。

○学校から帰ってからの勉強方法については、全体では「塾で勉強する」が最も割合が高く、次に「自分で予習や復習をする」が続きます。中学校２年生では、「パソコンソフト・タブレットなどを使う」が18.2%、「学校以外で勉強しない」が7.3%と小学生に比べ高い割合です。

【図表（１）④-1】学校の授業の理解度



【図表（1）④-2】学校から帰ってからの勉強方法



⑤全国学力・学習状況調査の結果

○全国学力・学習状況調査では、すべての項目で全国及び東京都の平均正答率を上回り、出題されている学習内容を概ね理解していると考えられます。一方で以下の課題もみられます。

<国語>

- ・話し手の意図を捉えながら聞き、自分の考えをまとめたり、複数の資料の内容を関連付けて理解したり表現すること。
- ・文章を読む際に目的に応じて情報を整理して内容を的確に捉えること。

<算数・数学>

- ・グラフから読み取ったことに基づいて適切に判断すること。
- ・数量を関連付けて根拠を明確にして記述すること。
- ・数学的な表現を用いて説明すること。

<理科>

- ・観察・実験の結果を整理し分析して考察した内容を記述すること。

- ・自分や他者の考えを検討して改善すること

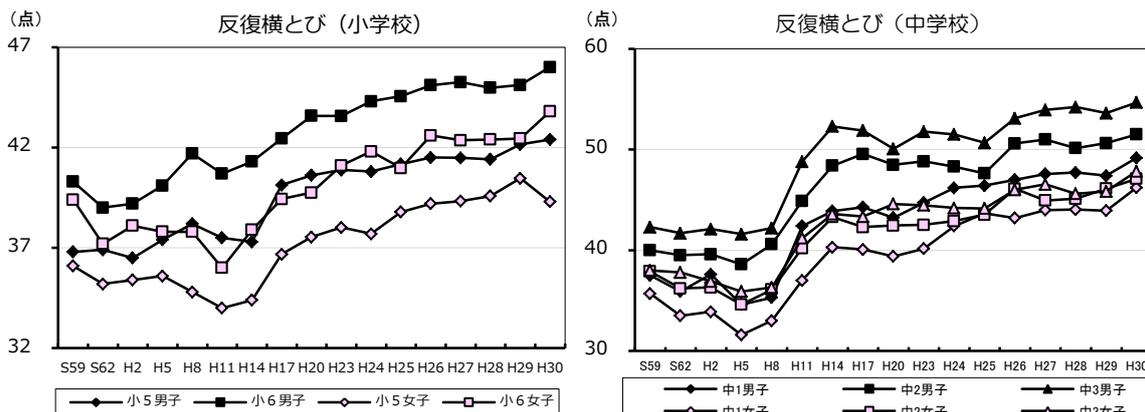
【図表（1）⑤】全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率 %）

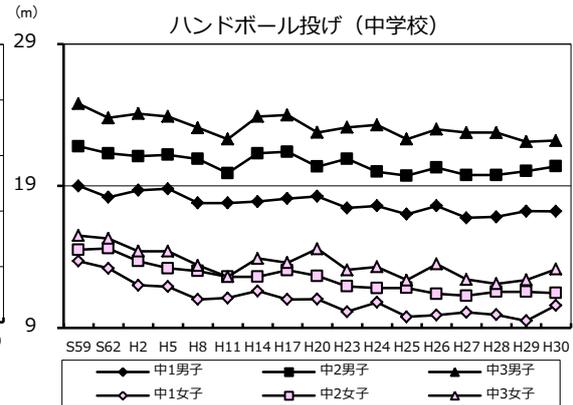
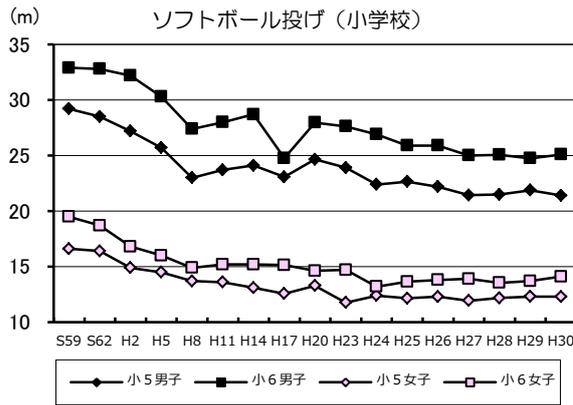
			小学校 第6学年						中学校 第3学年					
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国語	A	市	78.6	79.6	88.8	81.3	82	82	82.9	85.2	82.1	81.6	85	81
		都との差	+6.3	+5.8	+5.4	+5.8	+6	+8	+5.6	+4.5	+4.9	+4.7	+6	+4
		国との差	+8.6	+6.7	+7.2	+8.4	+8	+11.3	+6.5	+5.8	+6.3	+6.0	+8	+4.9
	B	市	75.2	68.4	68.1	64.9	69	65	77.1	59.9	71.1	76.2	81	70
		都との差	+8.7	+8.6	+10.3	+7.7	+9	+8	+7.8	+6.7	+4.1	+7.6	+7	+7
		国との差	+9.8	+10.6	+12.5	+9.4	+12	+10.3	+9.7	+8.9	+5.3	+9.7	+9	+8.8
算数・数学	A	市	83.9	86.2	82.9	86.2	88	76	73.9	75.6	73.4	72.8	76	75
		都との差	+6.5	+6.8	+8.1	+6.8	+7	+9	+8.7	+6.8	+7.1	+9.3	+10	+9
		国との差	+8.7	+8.6	+9.6	+8.1	+10	+12.5	+10.2	+8.2	+9.0	+10.6	+11	+8.9
	B	市	55.8	57.4	69.9	72.2	60	66	54.3	69.3	51.7	54.1	60	59
		都との差	+8.0	+7.6	+7.3	+11.0	+11	+11	+11.1	+7.5	+7.7	+8.5	+11	+10
		国との差	+10.8	+10.2	+11.0	+14.0	+15	+14.5	+12.8	+9.5	+10.1	+10.0	+11	+12.1
理科	市			70.2			71			58.0			70	
	都との差			+7.8			+9			+5.5			+5	
	国との差			+9.4			+10.7			+5.0			+3.9	

⑥体の状況

- 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査によれば柔軟性、持久力、跳力は東京都の平均値を上回る一方で、敏捷性、筋力、投力は東京都の平均を下回ります。
- しかし、敏捷性を計る反復横とびの最近15年間の傾向としては、点数のグラフが、小学校高学年、中学校全学年で右上がりの傾向を示しています。
- また、投力を計るソフトボール投げとハンドボール投げの最近15年間の傾向としては、点数のグラフが、小学校高学年、中学校全学年で横ばいの傾向を示しています。

【図表（1）⑥-1】東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

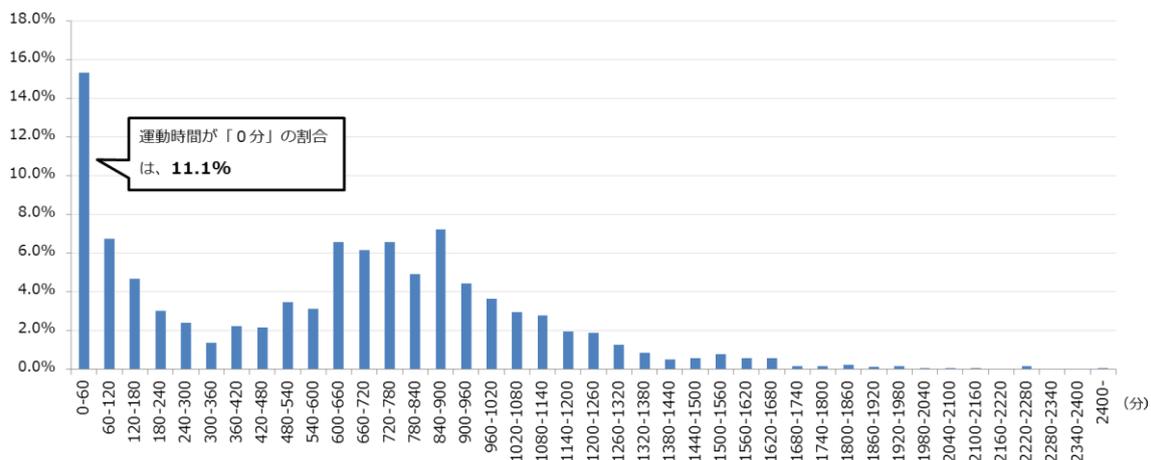




○中学生の1週間の総運動時間は個人差が大きくなっています。全体では、1週間の総運動時間が0から60分の生徒の割合は15.3%、そのうち全く運動をしない0分の生徒の割合は11.1%です。特に女子については、1週間の総運動時間が0分の生徒の割合は14.3%です。

【図表(1)⑥-2】中学生の一週間の総運動時間

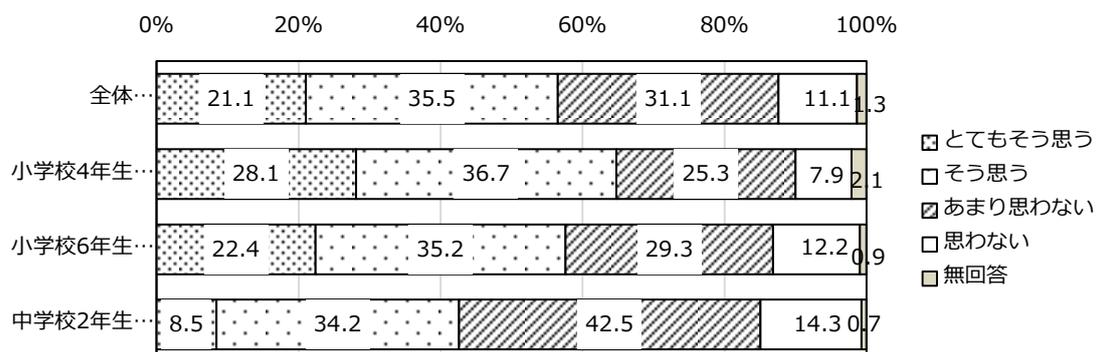
1週間の総運動時間 (H30年度)



⑦心の状況や不登校児童生徒数

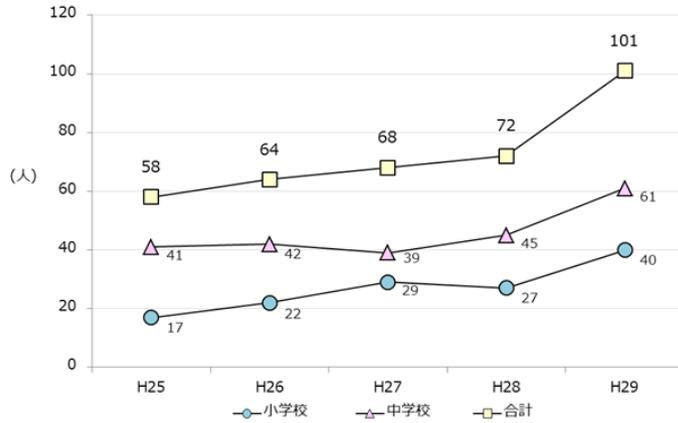
○「自分にはできる事がたくさんあると思う」という質問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれて低くなる傾向が見られ、中学校2年生については、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせて約4割です。

【図表(1)⑦-1】自分にはできる事がたくさんあると思う



○本市の平成 29 年度の不登校児童生徒（連続又は断続して 30 日以上欠席）は 101 人で、出現率（全児童生徒に占める割合）はいずれも増加傾向です。また、平成 25 年度と比較して 2 倍近くに増加しています。

【図表（1）⑦-2】不登校児童生徒数の推移

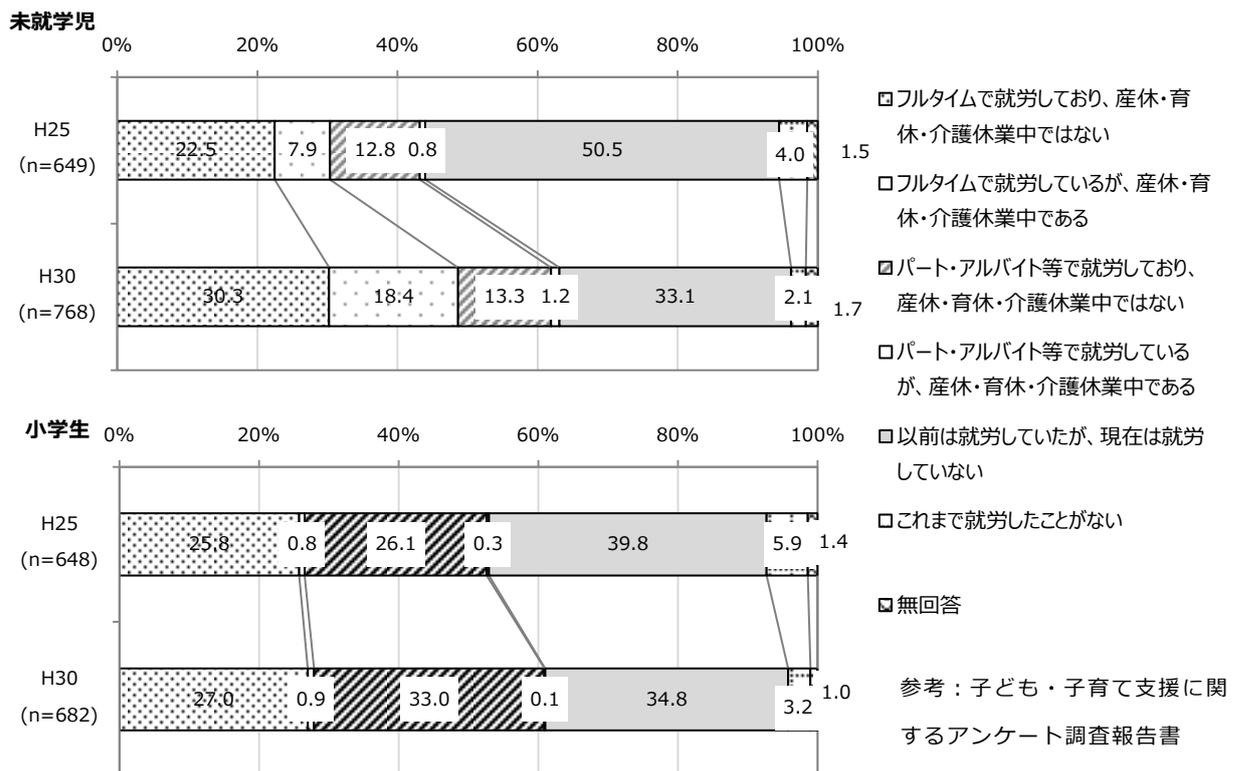


（2） 家庭

①就労状況

○例えば母親の就労状況が大きく変化するなど社会や経済の変化にともない、学校・家庭・地域の連携のあり方を改めて考える必要があります。

【図表（2）①】母親の就労状況



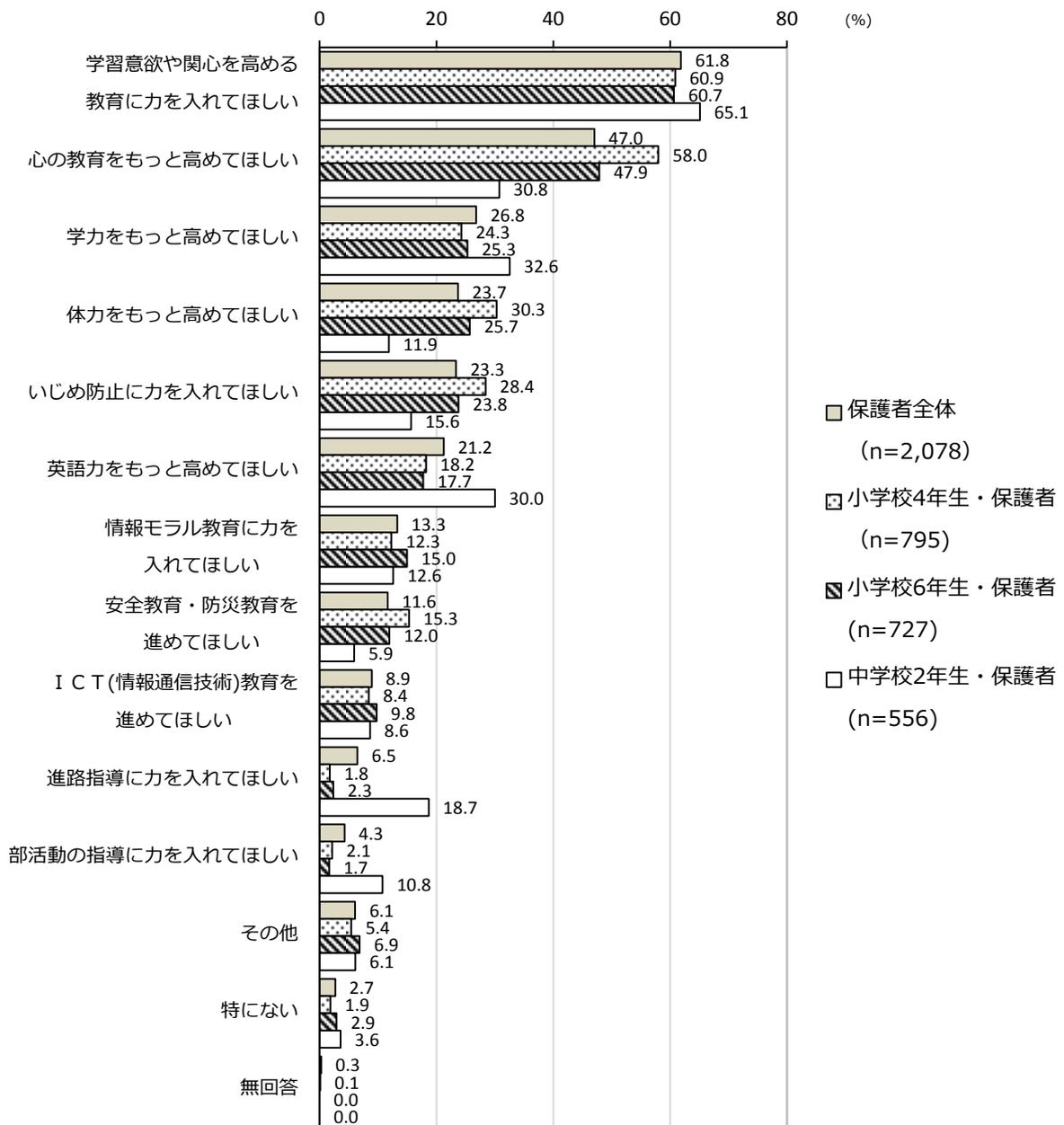
②学校に特に望むこと

○保護者が学校に特に望んでいることは、全体では、「学習意欲や関心を高める教育に力を入れてほしい」が最も高く、次に「心の教育をもっと高めてほしい」が続きます。

○小学校4年生・保護者では、「心の教育をもっと高めてほしい」「体力をもっと高めてほしい」「いじめ防止に力を入れてほしい」などの割合が全体に比べ高くなっています。

○中学2年生・保護者では、他学年と比較し「英語力をもっと高めてほしい」「進路指導に力を入れてほしい」「部活動の指導に力を入れてほしい」などの割合が高くなっています。

【図表（2）②】あなたが学校の教育活動において特に望んでいることは、何ですか。

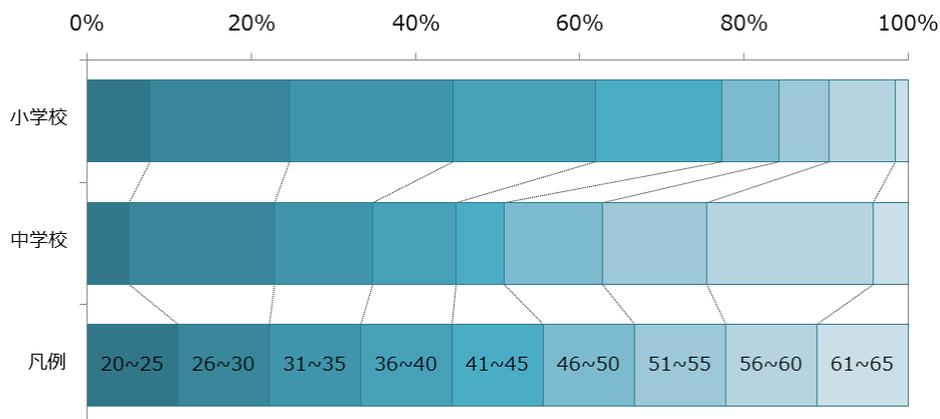


(3) 教職員

① 年齢構成

○本市の教員の年齢構成の特徴は、小学校の25%、中学校の23%が30歳以下の若手教員で若年化が進んでいる一方で、51歳以上の中学校教員は37%に達します。

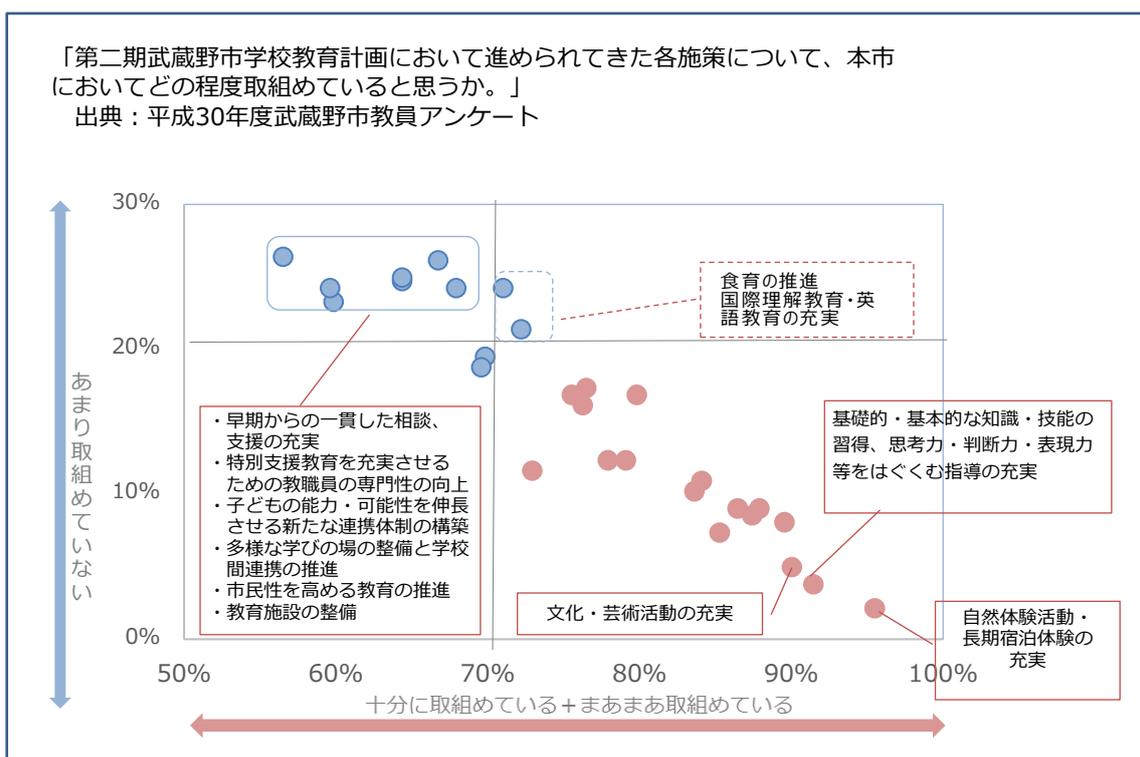
【図表(3)①】教員の年齢構成



② これまでの取組に対する教員の受け止め方

○セカンドスクール等に対する長期宿泊体験活動への肯定的評価が高い一方で、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上や市民性を高める教育の推進、教育施設の整備が求められています。

【図表(3)②】第二期学校教育計画の施策の取組状況 教員の受け止め方



③勤務時間

○武蔵野市立学校職員意識調査（平成 26 年度）によれば、小・中学校教員の 1 日の在校時間の平均は 11.79 時間で、勤務を要しない日に学校に来る日が月 3 回以上ある教職員は 46.8%に達します。

(4) 学校施設

①学校施設

○学校施設は築後 45 年以上の学校が 4 分の 3 を占めます。今後、学校改築を計画的に進めることが課題です。

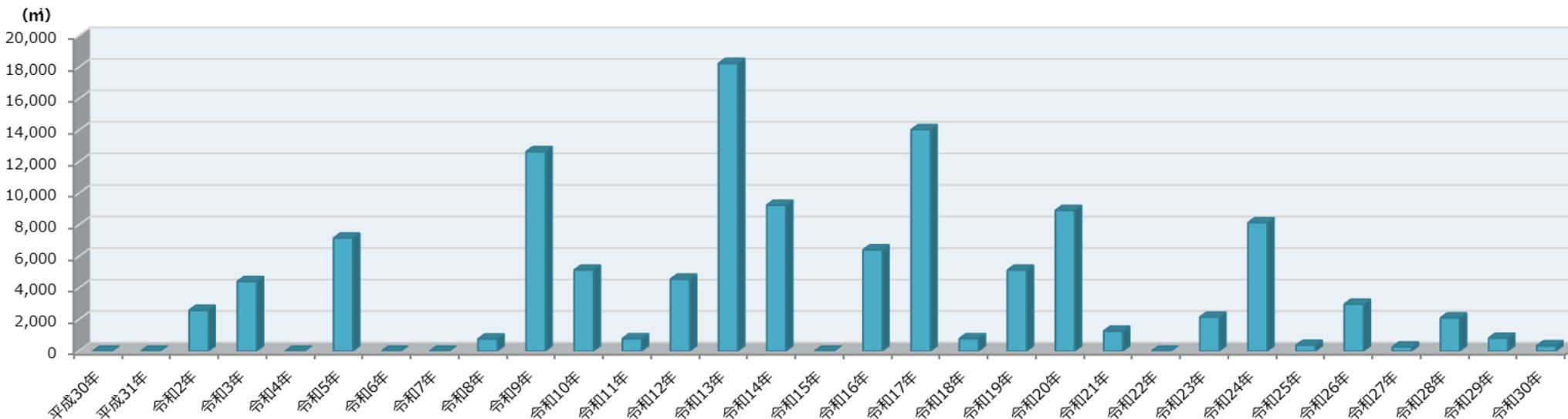
○小学校、中学校ともに比較的敷地面積が狭い学校が多く、改築するには建築上の課題を整理することが必要です。

【図表（4）①】学校施設の概要（令和元年 6 月 1 日現在）

学校名	敷地面積 (㎡)	校 舎	
		建築年月	保有面積 (㎡)
第一小学校	10,342	昭和44年 3 月	4,506
第二小学校	8,979	昭和43年 3 月	5,032
第三小学校	11,990	昭和45年 3 月 / 昭和49年 2 月	4,972
第四小学校	13,045	昭和47年 5 月 / 昭和53年11月	6,202
第五小学校	9,320	昭和36年 3 月 / 昭和48年 3 月	5,959
大野田小学校	15,052	平成17年 3 月 / 平成30年 3 月	11,273
境南小学校	15,386	昭和47年 3 月 / 昭和51年 3 月	8,166
本宿小学校	11,482	昭和53年 9 月	6,796
千川小学校	10,715	平成 7 年 3 月	8,061
井之頭小学校	9,987	昭和49年11月	6,181
関前南小学校	12,025	昭和46年 5 月	3,699
桜野小学校	13,212	昭和52年 4 月 / 平成14年 3 月 / 平成22年 8 月 / 平成27年 3 月	9,260
小学校計	141,535	—	80,107
第一中学校	15,520	昭和38年 9 月 / 昭和59. 3 月	7,749
第二中学校	15,138	昭和43年 2 月	6,026
第三中学校	15,660	昭和47年 3 月 / 昭和58年 3 月	6,864
第四中学校	20,910	昭和51年 8 月 / 平成 3 年 6 月	12,074
第五中学校	19,041	昭和36年 3 月 / 昭和49年 7 月	5,400
第六中学校	11,989	昭和46年 3 月 / 昭和56年 3 月	6,132
中学校計	98,258	—	44,245
合 計	239,793	—	124,352

【図表（４）②】築後60年を迎える学校施設の一覧と面積

	2018年 平成30年度	2019年 平成31年度	2020年 令和2年度	2021年 令和3年度	2022年 令和4年度	2023年 令和5年度	2024年 令和6年度	2025年 令和7年度	2026年 令和8年度	2027年 令和9年度	2028年 令和10年度	2029年 令和11年度	2030年 令和12年度	2031年 令和13年度	2032年 令和14年度	2033年 令和15年度	2034年 令和16年度	2035年 令和17年度	2036年 令和18年度	2037年 令和19年度	2038年 令和20年度	2039年 令和21年度	2040年 令和22年度	2041年 令和23年度	2042年 令和24年度	2043年 令和25年度	2044年 令和26年度	2045年 令和27年度	2046年 令和28年度	2047年 令和29年度	2048年 令和30年度
学校施設 (関係施設 含む)			五小北 校舎	五中北 校舎・ 南校舎		一中東 校舎・ 西校舎 五中体 育館			桜堤調 理場	二小東 校舎・ 西校舎・ 体育館 二中東 校舎・ 西校舎 四小体 育館 三小体 育館	一小校 舎 一小体 育館		三小校 舎	城南小 東校舎 城南小 西校舎 関前南 小校舎・ 体育館 三小中 校舎 六中西 校舎 五小体 育館 六中体 育館	四小東 校舎・ 西校舎		三小北 校舎	城南小 西校舎・ 給 食堂	城南小 体育館	桜野小 校舎	四小南 校舎	大野田 小体育 館		六中東 校舎	一中体 育館 桜堤調 理場増 築棟	一中西 校舎増 築棟	二中体 育館	五中音 楽室棟	井之頭 小体育 館	三小第2 体育館	一中音 楽室棟
年度別面積 (m)			2,593	4,419		7,168			767	12,652	5,140	791	4,564	18,251	9,258		6,424	14,042	789	5,134	8,926	1,268		2,157	8,149	372	2,973	264	2,110	823	337



第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む

- 武蔵野市で育つ子どもたちは、これからの社会を支えていく大切な存在です。子どもたちは、一人一人が輝く様々な可能性を秘めています。そして、本市が大切にしてきたコミュニティを支える一員でもあります。
- これからの社会では、一人一人に、自己の能力を最大限に生かし、自分の意見や意思をもって考え、自ら判断し、自ら行動することが求められます。
- 本市では、このような力を子どもたちに育成するため、今までも大切にしてきた「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、子どもたちが様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力などを十分に身に付けられるよう、教育活動を展開します。
- このような教育活動を通して、生涯学び続け、自らの人生を切り拓き、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と未来の創り手となる力を子どもたちに、育んでいきます。

2 施策の基本的な考え方

これからの時代に求められる資質・能力を育む教育

- 新しい学習指導要領では、2030年の社会と子どもたちを見据え、「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」及び「主体的に学習に取り組む態度」から構成される「確かな学力」のバランスのとれた育成が重視されます。
- また、子どもたちに、生涯にわたって学び続け、その成果を人生や社会の在り方に反映するなどの学びの本質を踏まえ、言語能力や情報活用能力等の学習の基盤となる能力を教科等を越えた視点で捉え、育んでいくことが重要と示されています。
- そのため、子どもたちが、主体的に、対話的に、深く学ぶことによって学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて理解したり、生涯にわたって能動的に学び続けたりするために必要な力を育む教育活動を展開します。また、思考力・判断力・表現力等を育成するため、生涯学習事業とも連携していきます。

- 子どもたちがどのような職業や人生を選択するかにかかわらず、また、どのような場所で生活しようとも、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、人生や社会をより豊かなものにしていけるよう、必要な資質・能力を育みます。

自信を高め、意欲を育む教育

- 自信を高めることは、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲や態度につながるものであり、子どもたちが豊かに生きていくために大切なことです。
- 一方で、日本の子どもたちの自己肯定感は、諸外国と比べて低いという調査結果が示されています。子どもを取り巻く状況は、いじめ、不登校、貧困など、いろいろな課題がありますが、子どもたち一人一人が豊かな人生を送っていくためには、様々な分野に自信をもって挑戦し、自分の可能性を高められるようにしていくことが求められます。
- そのため、どの子どもにも自分のよさや可能性に気付くよう、子どもたちに関わる全ての大人が、日常的に意識して関わっていくことが必要です。
- 子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識して「自分らしさ」を見失うことなく、自らの力の向上に向けて努力し、安心できる環境の中で、自らの力を最大限発揮できるように自信や意欲を高める教育を推進します。

多様性を生かす教育

- 子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されています。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。
- 2030年頃の社会の在り方として、多様な価値観、様々な家庭環境、障害のある人もない人も、皆が共に、社会の一員として生活し、その多様性を原動力として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出しながら生きることが期待されています。
- そのため、様々な背景をもつ子どもたちが一緒に学ぶ公立学校は、これからの社会の形成者として欠かせない、互いのよさを生かして協働する力や優しさ、思いやりなどの人間性を幅広く育むことができる強みをもっています。
- この公立学校の強みを生かし、多様な他者と協働しながら、答えのない課題に対して納得解や最適解を見いだす力を育てる等、よりよい社会を創っていくための多様性を生かす教育を

進めます。

学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育

- 子どもたちの「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、家庭はもとより、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりが重要となります。
- 一方で、保護者の就労状況や地域活動の担い手の固定化や高齢化など、子どもたちを取り巻く家庭や地域の状況は、これまでと大きく変化してきています。
- 学校、家庭、地域がお互いの状況を補いつつ、主体的に関わることが、子どもたちのよりよい成長のためには大切です。
- 具体的には、学校には、家庭や地域の方の学校運営などに対する意見の的確な把握等を通して、家庭・地域社会で共有した目的に向かった教育活動が求められます。
- また、多様で質の高い教育活動を継続的に実施するためには、地域と学校の連携・協働の下、より幅広い地域住民等の参画を推進し、多様な取組を実施できるような体制を整える必要があります。
- 家庭や地域社会が担うべき役割を明確にするとともに、PTA や地域社会の持続性にも配慮しながら、学校・地域社会・家庭がそれぞれの役割を主体的に果たし、同じ目的に向かって取り組めるよう、相互の意思疎通を十分に図り、連携・協働した教育を進めます。

3 施策と主要な取組

施策① 言語能力の育成

No. 1 言語活動の充実

【施策の背景】

- 言葉は、子どもたちの学習活動を支える重要な役割を果たし、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。
- 子どもたちが、教員の説明や様々な資料等から新たな知識を得たり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたりするためにも言語能力は欠かせませ

ん。

- したがって、言語能力の向上は、子どもたちの学びの質の向上や資質・能力の育成のために重視する必要があります。
- 子どもたちの言語活動は、子どもたちを取り巻く言語環境によって影響を受けることが少なくありません。学校生活全体における言語環境を望ましい環境に整えておくことが大切です。
- また、読書は、多くの語彙や多様な表現、様々なよいものに触れることを通して、擬似的に体験したり知識を獲得したりして新たな考え方に合うことを可能にする、言語能力を向上させ、思考力を高めるための重要な活動です。一方で、学校の授業以外で本を読まない児童・生徒が、小学生、中学生ともに一定程度いる状況から、読書活動を推進していく必要があります。

【取組の内容】

- ①すべての学習の基盤となる言語能力を育成するために、中核的な教科である国語科を要として、論理的に説明したり、議論したり、互いに自分の考えを話し合ったり、概念などを用いて考えを説明したりするなど表現することを中心とした言語活動を授業に取り入れ、学習活動の充実を図ります。
- ②教員を含め正しい言葉で話したり正確な文字を書いたりすること、用語や文字を適正に使用することなど言語環境を整えていきます。
- ③学校図書館の充実を図るとともに、様々な種類の本にふれる読書活動を推進します。

No. 2 英語教育の充実

【施策の背景】

- グローバル化の進展の中で、国際的な共通語である英語を活用して、主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むことは、多様な人々とコミュニケーションを図っていく上で重要な課題です。
- 将来、子どもたちがどのような職業に就くとしても求められるであろう、英語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育むことが大切です。
- 具体的には、子どもたちの発達段階に応じて、英語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりする資質・能力を育む必要があります。

【取組の内容】

- ①実際に英語を用いた言語活動をとおして知識及び技能を身に付けるだけではなく、それらを活用して話したり書いたりして表現できる力を育む授業を実施します。
- ②令和2年度からの小学校外国語科（英語）の導入に当たっては、授業観察に基づいた指導・

助言を行うなど教員の英語の授業力の向上を図るとともに、小学校第3年生から中学校第3年生までの授業にALTを配置します。

- ③地域の方と連携した授業を展開したり、日頃から英語とふれ合う教育活動（例えば、地域の協力を得た「放課後イングリッシュルーム（仮称）」の創出や中学生が体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG)）で学習するための体験料の補助等）を実施したりするなど、子どもたちが英語を話したり聞いたりする機会を増やします。

施策② 情報活用能力の育成

No. 3 学校図書館の活用

【施策の背景】

- 情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。
- 情報活用能力の育成に向けて、これからの学校図書館には、読書活動の推進に加え、調べ学習など各教科等の様々な授業における探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

【取組の内容】

- ①学校図書館が計画的に利活用され、子どもたちの主体的な学習活動や読書活動が展開されるよう、環境整備や知的好奇心を醸成するための図書資料の充実など、学校図書館を「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能をもつ、学びの場として整えます。
- ②図書館利用ガイダンスの充実や教科学習と連動した適切な資料の提供など、学校図書館に期待されている役割を最大限に発揮するため、学校図書館サポーターなどの人的支援を充実します。

No. 4 情報モラル教育の実施

【施策の背景】

- これからの社会を生きる子どもたちには、一人一人が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度が大切です。
- 誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになるこれからの情報社会では、情報

がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。また、SNS 上のいじめも防止に向けた対応が必要です。

- 情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分にも対応し、適正に活動できる考え方や態度を身に付けさせていくことが必要です。

【取組の内容】

- ①「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で、意図的・計画的に身に付けさせます。
- ②子どもたちにとって、身近な存在である SNS の利用など、スマートフォンをはじめとする携帯情報通信端末の様々な課題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、安全に適切な利用ができる力を身に付けさせます。

No.5 情報通信技術（ICT）を活用した授業の推進

【施策の背景】

- 情報活用能力は、「すべての学習の基盤となる資質・能力」であり、子どもたちに確実に身に付けさせる必要があります。身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されます。
- 人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく ICT を、子どもたちが学習や日常生活の中で活用できるようにするため、各教科等において ICT を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要です。

【取組の内容】

- ①デジタル教科書の使用など、教員による計画的な ICT の活用とともに、発表、記録、要約、報告といった学習活動における子どもたちの ICT 活用を進めます。

No.6 プログラミング的思考の育成

【施策の背景】

- これからの時代を生きていく子どもたちには、ますます身近となる情報通信技術を効果的に活用しながら、情報を読み解き、その情報を基に論理的に考え、解決すべき課題や解決の方向性を自ら見だし、多様な他者と協働して新たな価値を創造していくための力が求められます。
- 子どもたちに、意図した処理を行うようにコンピュータに指示することができるということを経験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として、論理的に考える「プログラミング的思考」などを発達段階に即して育成する必要

があります。

【取組の内容】

- ①各教科の学習の中に、「プログラミング的思考」を育成するための取組を意図的、計画的に位置付けるとともに、全教育活動を通して、引き続き、論理的、創造的な思考力を培うよう努めます。
- ②小・中学校を見通して、必要に応じて大学や NPO 等の専門家を招聘したプログラミング教育の授業を実施します。

施策③ 市民性に関わる資質・能力の育成

No.7 武蔵野市民科の実施

【施策の背景】

- 持続可能な社会の実現に向けて、その基礎として市民性の育成が、各国で推進されています。第二期学校教育計画においても、市民性を「自己を確立し、目標達成に向けて協力したり、進んで社会に関わろうとすること」と定め、その育成にこれまでも取り組んできました。
- これからの学校には、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。
- このように、市民性の育成は価値ある取組であり、さらに確実に市民性を育てていくため、本市では、教科横断的なカリキュラムを編成し、「武蔵野市民科」を実施していきます。

【取組の内容】

- ①地域理解を深めるだけにとどまらず、子どもたちが今後、どこで生活しようとも、よりよい地域・社会づくりを考えたり、他者と協働してよりよい生活を築こうとしたりする態度を養うため、自分自身のことや学校・地域社会の中から課題を見付け、探究的な学習をおして、子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む武蔵野市民科の学習を実施します。

No.8 キャリア教育の充実

【施策の背景】

- 子どもたち一人一人が、社会的、職業的に自立し、よりよい人生を切り拓いていくために、

「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を身に付けるキャリア教育を充実させていくことが求められています。

- これらの力を身に付けることで中学校卒業後も、様々なことを学んだり、経験を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、目標を段階的に修正したり、自分の理想や目的の実現に向けて努力できる力を育むことができます。

【取組の内容】

- ①特別活動を要として、国が作成を勧める『キャリアパスポート』の活用を促進し、各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図ります。
- ②学年や学校全体の教員が共通の認識に立って指導計画を作成するなどした武蔵野市民科の取組と関連を図ります。
- ③「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、地域と協働した社会人講話や職場体験活動などを実施します。

No.9 長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）の実施

【施策の背景】

- 市民性をはじめとする資質・能力を偏りなく育成していくにあたり、「学びに向かう力・人間性等」を育む観点から、体験活動の充実が重要です。
- 「人」や「自然」と直接ふれ合う体験の減少や疑似体験の増加など、構想当時（平成元年）の子どもたちの課題でした。本市では、20年以上の期間にわたって、長期宿泊体験活動「セカンドスクール」を実施してきました。
- 社会構造等の急速な変化による予測困難な時代を生きるこれからの子どもたちに必要な資質・能力を育成するために実施する、長期宿泊体験活動のあり方を武蔵野市民科との関連も含めて、もう一度見直す必要があります。

【取組の内容】

- ①長期宿泊体験の中で自主性や協調性を育て、生活での自立に必要な知識・技能を身に付けるとともに、現地の方との交流を通じて、進んで他者と関わる力を養います。
- ②長期宿泊体験活動について、再度、評価を行い、小・中学校が連携したより効果的な宿泊体験活動のあり方について検討します。
- ③武蔵野市として、長期宿泊体験活動等に必要の人材の確保・育成策について検討します。

施策④ 多様な人々が共に生きる社会の担い手としての資質・能力の育成

No.10 人権教育の推進

【施策の背景】

- 現代社会では、国籍、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人々が共に生活し活躍しています。人々の多様な在り方を相互に認め合える社会を目指し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、協働していく力を子どもたちに育成していくことが必要です。
- 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聞き、自分の考えを正確に伝えるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、また、必要があれば自ら新たな社会を創造・構築するなど、今後の社会を積極的に形成することができる力を育む必要があります。
- そのため、子どもたち自身が発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになることが大切です。また、合わせて、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、具体的に態度や行動に表れるようになっていくことも重要です。

【取組の内容】

- ①必要な資質・能力を明確にして、意図的、計画的に学校の教育活動全体を通して人権教育に取り組みます。
- ②人権課題「子ども（いじめ）」「外国人」「性同一性障害者」「女性」「障害者」「高齢者」等を取り上げた授業を実施したり、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーを生かした教育（国際理解、障害者理解等）を実施します。
- ③多様な人々と関わる学習活動や体験活動などの充実を図ります。
- ④『ボランティアカード』を使った子どもたちのボランティア活動への参加の推奨について検討します。

No.11 道徳教育の推進

【施策の背景】

- 中央教育審議会の答申¹では、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」と

¹ 「道徳に係る教育課程の改善等について」（平成 26 年 10 月）

示されました。

- 学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動です。社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっています。

【取組の内容】

- ①「特別の教科 道徳」を要として、全教育活動において、子どもたちの道徳性を一層豊かに養います。
- ②発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもたちが自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと授業の転換を図ります。
- ③他の教員との協力的な指導や保護者・地域の方の参加・協力などの工夫が求められていることから、多様な教育活動を創意工夫していきます。
- ④引き続き「道徳授業地区公開講座」の実施により、学校、家庭及び地域が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の充実を図ります。

No.12 交流及び共同学習の推進

【施策の背景】

- 各校において、通常の学級の児童生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施しています。交流及び共同学習を通じて、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒は、相互理解し、人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育むことができます。
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を推進する必要があります。
- インクルーシブ教育システムの理念を追求するためには、教員、児童生徒、保護者、地域住民がこの理念の理解を深めながら取り組みを進める必要があります。

【取組の内容】

- ①特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するための支援策を検討し、必要に応じて対策を実施します。
- ②交流及び共同学習の具体的事例を全小中学校で共有するとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関（保育園・幼稚園・療育機関など）の特別支援教育や合理的配慮に関する理解促進を図ります。

施策⑤ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

No.13 いじめの防止に向けた取組

【施策の背景】

○いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、社会全体に関する課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要です。

【取組の内容】

- ①学校においても、国や都及び市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、確実な実施とその見直しをとおして、「いじめは絶対に許されない」といういじめの防止に向けた学校全体の雰囲気醸成を図ります。
- ②定期的なアンケート調査やスクールカウンセラーを活用した教育相談を行うなど様々な方法を用いて、子どもたちの様子を把握します。
- ③いじめ防止対策推進法に基づき、学校に、いじめ防止対策組織を設置し、定期的に会議を開催し、未然防止や早期対応に組織的に取り組みます。
- ④学校以外の相談窓口の設置や「SOS の出し方に関する教育」の実施、「武蔵野市いじめ問題対策連絡会議」等、いじめ防止に向けて地域や関係機関と連携するなど、未然防止、早期発見・早期対応できる環境の充実や万が一の事態への対応の見直し・充実を図ります。

No.14 特別支援教室（通級）の体制整備

【施策の背景】

- 発達障害のある児童を対象として、平成 29 年度から市立全小学校に特別支援教室（通常の学級に在籍する児童が週 1 回程度通う教室）を導入しました。
- 特別支援教室については、今後も対象となる児童生徒数の増加が見込まれることから、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、児童生徒の在籍学級における適応力向上を目的として、巡回指導教員と在籍校の教員が連携を強化しながら指導支援体制を整備する必要があります。

【取組の内容】

- ①令和 2 年度に市立全中学校に特別支援教室を導入して、対象生徒の在籍校において、巡回指導教員と在籍校の教員が連携した指導支援を行います。

②小学校特別支援教室については、児童数が増加傾向にあります。今後の児童数を見据えたうえで、現在3校の拠点校を必要に応じて増設し、巡回指導教員と児童の在籍校が連携をより強化しながら指導支援を行います。

No.15 特別支援学級（固定学級）の今後のあり方の検討

【施策の背景】

- インクルーシブ教育システムの構築においては、児童生徒が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感を持ちながら、生きる力を身に付けていけるかが本質的な視点であり、そのためには通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要です。
- 軽度の知的障害や肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学級（子どもが毎日通う固定学級）については、児童生徒数の推移を見据えて、今後のあり方を検討する必要があります。

【取組の内容】

- ①インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導支援を受けられる環境をつくり、社会的自立に向けた力をつけられるようにします。
- ②知的障害特別支援学級については、都立特別支援学校と連携して、指導力の向上を図ります。また、児童生徒数の増加に対応するとともに、小中連携した指導支援を行うため、体制を強化します。
- ③肢体不自由特別支援学級については、児童生徒数の推移を見極めながら、今後のあり方を検討します。
- ④病弱学級については、武蔵野赤十字病院と連携しながら運営を行います。
- ⑤自閉症・情緒障害特別支援学級については、本市には設置していませんが、教育課程や学級運営のあり方、学習評価や授業評価の手法などに関する国・都・他市区の動向を注視しながら、その必要性や可能性を多角的に研究します。

No.16 交流及び共同学習の推進（再掲 No.12）

【施策の背景】

- 各校において、通常の学級の児童生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施しています。交流及び共同学習を通じて、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒は、相互理解し、人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育むことができます。
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、通常の学級、通級による指導、特別支援学

級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を推進する必要があります。

- インクルーシブ教育システムの理念を追求するためには、教員、児童生徒、保護者、地域住民がこの理念の理解を深めながら取り組みを進める必要があります。

【取組の内容】

- ①特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するための支援策を検討し、必要に応じて対策を実施します。
- ②交流及び共同学習の具体的事例を全小中学校で共有するとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関（保育園・幼稚園・療育機関など）の特別支援教育や合理的配慮に関する理解促進を図ります。

No.17 スクールソーシャルワーカーと登校支援員の配置拡充

【施策の背景】

- 不登校の児童生徒は増加傾向にあり、不登校の原因は多様化、複雑化しています。平成 29 年に施行された教育機会確保法の趣旨も踏まえ、学校・家庭・関係機関がより連携して対応する必要があります。
- スクールソーシャルワーカーについては、各地域において小中連携した切れ目のない支援を行うため、体制を拡充する必要があります。
- 登校支援員については、各校における家庭訪問や別室登校支援を継続的・安定的に行うため、体制を拡充する必要があります。

【主要な取組】

- ①安心と魅力のある学校づくりを進めるとともに、校内組織においてスクールカウンセラーとも連携し、不登校傾向の早期把握と早期対応に努めます。
- ②スクールソーシャルワーカーや登校支援員の配置を拡充することにより、学校と家庭への支援を強化します。スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区における配置（6 名体制）を目指します。
- ③保護者の孤立を防ぎ、学校復帰や将来的な見通しを持てるようにするため、保護者への情報提供、保護者同士の交流の場づくりを進めます。

No.18 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保

【施策の背景】

- 不登校対策としては、安心と魅力のある学校づくりを進めることが第一ですが、教育機会確

保法の趣旨も踏まえ、チャレンジルームをはじめとした多様な学びの場のあり方について検討する必要があります。

【取組の内容】

- ①チャレンジルームについては、不登校児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、機能強化や複数箇所設置を検討し、必要な方策を実施します。
- ②フリースクールの実態把握を行い、学校とフリースクールとの情報共有などに関する連携の手引きを作成します。
- ③不登校特例校の設置については、国・都・他市区の動向を注視しながら多角的に研究します。

No.19 切れ目のない相談支援体制づくり

【施策の背景】

- 平成 25 年 3 月に出された「武蔵野市教育センター（仮称）検討委員会報告書」を踏まえて、平成 27 年度に市役所内に教育推進室を設置しました。学校の教育活動を支援する教育推進室については、今後も指導主事や庁内他課と随時緊密に連携を図りながら運営する必要があります。
- 不登校児童生徒が増加傾向にあり、また、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する課題は多様化、複雑化していることから、教育支援センターの教育相談機能の強化が求められています。
- 教育支援センターは、体制強化と関係機関との連携をさらに推進することにより、児童生徒・保護者・学校を支援する必要があります。

【取組の内容】

- ①入学前後における切れ目のない支援を行うとともに、多様化、複雑化する課題に対応するため、教育支援センターは、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制づくりとの整合を図りながら、相談員の資質能力向上や適切な配置など体制強化を図るとともに、関係機関との連携を推進します。

No.20 帰国・外国人教育相談室による支援の充実

【施策の背景】

- 帰国・帰国外国人教育相談室では、外国籍の児童生徒が早期に学校生活に適応できるよう、学校に支援人材を派遣し、母国語によるサポートを行いながら、日本語指導を行っています。市立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒は増加傾向にあり、それに対応する必要があります。

【取組の内容】

- ①外国籍の児童生徒の増加や多言語化に対応するため、関係機関や大学と連携することにより、言語サポーターや日本語指導員を確保します。

施策⑥ 健康で安全な生活の実現

No.21 運動習慣の定着や体力向上、健康教育の取組

【施策の背景】

- 子どもたちの基本的な生活習慣は、規律正しい学校生活や学習の充実を図る上で基本となるものです。また、体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素となります。
- 一方で、子どもたちの体力は、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向などが指摘されています。
- 近年、疾病構造の変化や高齢社会など、子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきており、健康教育もそれらに対応していくことが求められています。学校における健康教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成することが大切です。
- 子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、学校の教育活動全体を通して、基本的な生活習慣に関する指導の充実、健康・体力づくりへ向けた指導が必要です。

【取組の内容】

- ①全学年で体力調査を実施し、その結果を生かして、子どもたちの体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組を支援します。
- ②体力向上の成果を発揮する機会や運動することの楽しさ、喜びを体験する機会として、「市内中学校総合体育大会」や「中学生東京駅伝大会」等を活用します。
- ③オリンピック・パラリンピックの一環として、各学校で実施されてきたスポーツ志向を目的とした教育活動を今後も支援します。
- ④生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活が送れるよう、家庭と連携して、子どもたちの指導に努めるとともに、学校保健委員会の取組と連携した保護者等への意識啓発などを行い、健康の保持・増進に努めます。

No.22 食育の推進

【施策の背景】

- 食は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎です。
- 子どもたちが、食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育を推進する必要があります。

【主要な取組】

- ①各学校において、食育全体計画を作成し、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な指導の充実を図ります。
- ②食育に関するモデル校の指定や、体験的活動の機会を活用した食育の実施、(公財)給食・食育振興財団との連携等の取組を実施します。

No.23 安全・安心な学校づくり

【施策の背景】

- 子どもたちが、安全で安心できる環境で生活していくことは、学校、保護者、地域の皆様等、子どもたちに関係するすべての人たちの願いです。しかしながら、子どもたちの周りには、これまでに無かった犯罪に巻き込まれるなど様々な事案が発生しており、子どもたちの安全・安心を確保していく必要があります。
- 子どもたちが、生涯を通じて、安全で活力ある生活を送るためには、自ら危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を培っていく必要があります。

【取組の内容】

- ①自ら危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育むため、必要に応じて地域と連携しつつ、意図的、計画的に、交通安全教室、セーフティ教室、不審者侵入対応訓練、避難訓練等を実施します。
- ②子どもたちの安全・安心な学校生活のため、電子錠の導入や通学路の防犯カメラの活用、食物アレルギーへの対応等の取組を推進し、充実を図ります。

施策⑦ 学校に好循環を生み出す取組の充実

No.24 武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進

【施策の背景】

- 現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する中、教員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねています。
- 教員が多くの役割を担うことは、子どもに対して総合的に指導を行えるという利点がある反面、教員が役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面があります。本市においても教員の長時間労働の実態が明らかとなっています。
- 平成 28 年度より、教員一人一人の心身の健康保持・増進と、教員が担当する校務の改善を図り、子どもたちと向き合う時間を確保していくことを目指して、教員の多忙化解消に向けた取組である「先生いきいきプロジェクト」を推進し、教員の働き方改革に取り組んでいますが、今後さらに取組の充実が必要です。
- 子どもたちの健やかな成長を支えるためには、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、質の高い学校教育を推進したという誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要です。

【取組の内容】

- ①出退勤管理を ICT 化して、勤務時間の見える化を図り、教職員一人一人の働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。
- ②出張等管理の ICT 化や学校徴収金管理システムの導入を行い、事務作業の低減を図ります。
- ③市講師の配置による教員の持ち時数削減、補助人材の配置等の人的支援の拡充、一部教科担任制の導入等を行います。
- ④清掃活動や給食を管理するボランティア制度の導入を検討します。
- ⑤学校が直接相談できるスクールロイヤー制度²の導入を検討します。
- ⑥教員がアクセスしやすいクラウド³環境の整備等を検討します。

No.25 持続可能な部活動の実施に向けた取組

【施策の背景】

- 部活動は、子どもたちが豊かな学校生活を送る上で大変教育的意義のある活動です。一方で、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶことにより子どもたちのバランスのとれた生活や成長への懸念、教職員の多忙化への対応、教員の異動等に係る部活動の持続可能性の確保などの課題があります。

² 学校で起きるトラブルの法的解決を目指し、法律の専門家である弁護士を学校へ派遣すること

³ インターネットなどのコンピュータネットワークを経由して、サーバにアクセスすること

- 市立学校における部活動が、より効果的・効率的に行われ、子どもたちの健全な成長を支え、持続可能な取組となることを目指し、「武蔵野市立学校に係る部活動の方針」に沿った取組となるよう学校を支援する必要があります。

【取組の内容】

- ①子どもたちのニーズや部活動の持続可能性を担保するため、部活動指導員の配置の拡充を図ります。
- ②「部活動在り方検討委員会」を設置し、合同部活動の設置等、持続可能な部活動の在り方について検討します。また、民間団体との連携方法についても合わせて研究します。

No.26 教員研修の実施

【施策の背景】

- 今後、変化の激しい社会の中で生きていく子どもたちは、時代の変化に対応できる、様々な力を身に付けることが必要です。
- 子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を身に付けるよう、質の高い学びを実現することが求められています。
- 教員は「主体的な学びが実現できているか」「対話的な学びが実現できているか」「深い学びが実現できているか」という視点を手がかりに授業改善に不断に取り組み、授業力を高めることが必要です。

【取組の内容】

- ①武蔵野市の学校教育の担い手である教員の資質・能力の向上を図るため、資料の提供等を通して教育推進室と連携し、年次研修、職層研修などの教員研修の内容を充実させます。
- ②年次の若い教員のみならず、臨時的任用教員や時間講師などの教員も含め、教員全体の授業力の向上を図るため、市が独自に任用した教育アドバイザーによる授業観察・支援を実施します。
- ③東京都教育委員会等が実施する教員研修を受講したり全教員が1年に1回は市内外の研究発表に参加したりするなど、教員の研修への参加を奨励します。

No.27 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

【施策の背景】

- これからの教育課程には、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に目を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されています。
- このため、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直し等による授業改善と、「カリキュラム・マネジメント」を通じた組織運営の改善

に一体的に取り組むことが重要です。

- 教員は、子どもたちが学ぶ過程を重視して、具体的な授業や評価について研究を重ね、各教科等に応じて、よりよい方法を選択しながら、実践することが重要です。

【取組の内容】

- ①研究指定校を指定し、指導方法等の研究実践を進め、市内の小中学校で研究成果を共有します。
- ②授業改善を進めるため、教員同士が授業を見合うことができるよう、授業観察週間を設ける等、OJTを推進します。

No.28 学校運営の中核となる教員の育成

【施策の背景】

- 教職員一人一人が、自らの専門性を発揮するとともに、多様な専門家等の協力を得て、専門性や経験を補い、子どもたちの成長を支える「チームとしての学校」の体制を整備することが大切です。
- そのためには、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げることが重要です。

【取組の内容】

- ①学校運営の中核を担う教員、または今後、学校経営を担うことが期待される教員に対し、学校経営に参画する意欲を喚起するとともに、学校マネジメント能力の向上を図り、教育管理職候補者の育成を目的に実施する研修内容の充実を図ります。
- ②学校においても、学校管理職等が主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の中核となる教員を育成し、その役割を明確にするとともにOJTを実施します。
- ③教員が、学校運営のリーダーや教科指導のリーダーなど、「教員として果たすべき自己の役割」について考える機会を設けるよう努めます。このことにより、教員が誇りとやりがいをもてるようにします。

施策⑧ 学校がプラットフォームとなる地域との協働体制の構築

No.29 学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築

【施策の背景】

- 社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会の状況の変容、生徒指導や特別支援教育

等に関わる課題の複雑化・多様化など、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えています。

- 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の方とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働を進め、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが大切です。
- また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要です。
- さらに、子どもたちにとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことも必要です。
- 子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、家庭や地域の人々と学校が目標やビジョンを共有し、これまで以上に連携・協働して子どもたちを育てていくことが重要です。

【取組の内容】

- ①学校は、これまで「開かれた学校づくり協議会」で意見を伺いながら学校運営に取り組んできました。学校・家庭・地域を巡る様々な課題を踏まえ、今後、さらに三者が協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方を検討します。
- ②地域が学校を「支援」する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動にするために、地域コーディネーターを中核とした組織的な協働のあり方を検討します。

No.30 文化・芸術活動の充実

【施策の背景】

- 情報環境等が劇的に変化し、子どもたちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化・芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていると指摘されています。
- また、昨今では、子どもたちを取り巻く地域や家庭の環境により、積極的に文化・芸術活動に取り組めない状況にある子どもたちがいることも指摘されています。

【取組の内容】

- ①子どもたちが自他のよさを認めたり、自らの創造力や表現力を高めたりできるようにするため、オーケストラ鑑賞教室や演劇鑑賞教室、美術展や書き初め展などの各教科等の特質に応じた活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的・継続的に実施します。
- ②子どもたちが質の高い文化芸術活動を経験できるよう、(公財)武蔵野文化事業団との連携や、専門性のある人材を学校教育へつなぐなど、生涯学習分野との連携のあり方を検討します。

No.31 学校の福祉的機能の充実

【施策の背景】

- 市立小中学校は地域の多くの子どもが通っており、子どもの生活状況や課題に一次的に気づきやすい場ということができます。学校で子どもの経済的な困難、心身の状態、虐待、養育上の課題などにより早い段階で気づき、学校を支援する人材と連携して、福祉や医療機関など必要な支援につなぐ必要があります。

【取組の内容】

- ①各学校において、子どもの生活状況や課題を早期に気づき、必要に応じた対応をするため、「子どもの家庭生活 気づきのチェックリスト」の活用をさらに進めます。
- ②家庭と支援機関を早期につなぐため、スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区における配置（6名体制）を目指します。
- ③就学援助など経済的支援制度については、引き続き周知を行います。

施策⑨ 未来を見据えた学校の整備

No.32 学校改築の計画的な推進

【施策の背景】

- 本市の学校施設は、1960年代から1970年代にかけて竣工された建物が全体の7割に達し、令和2年度以降本格的な更新時期を迎えます。
- 改築する学校では、今後の学校教育を見据えて必要な教育環境を整備する必要があります。
- また、この間の長期にわたる多大な財政負担の平準化が必要です。

【取組の内容】

- ①学校施設整備基本計画に基づき、学校改築を計画的に進めます。その際、子どもや保護者、地域の方々の意見を聞くとともに、地域の実情を踏まえながら学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化も見据えつつ、建築上の様々な課題に対応しながら学校改築を実施します。

No.33 新学校給食桜堤調理場の整備

【施策の背景】

- 築50年を経過している学校給食桜堤調理場を建替え、児童生徒数の増加に対応する必要があります。

【取組の内容】

- ①新学校給食桜堤調理場の建替えを進め、令和3年度中に稼働させることにより、児童生徒数の増加に対応して、学校給食を安定的に提供します。
- ②新桜堤調理場では、災害時対応機能や環境機能を強化し、食育推進のためのスペースを配置します。
- ③（公財）給食・食育振興財団が蓄積してきた調理手法を生かすとともに、地域人材を活用することにより、効率的な施設運営と地域や家庭における食育推進を図ります。

No.34 小学校自校給食調理施設の整備

【施策の背景】

- 小学校の自校調理施設においては、児童・教員と栄養士・調理員が顔の見える関係をつくり、また、学校の授業との連動したきめ細かい食育指導を行うことにより、児童は早期に望ましい食習慣を身に付けることができます。
- 小学校の給食を調理している北町調理場が築45年を経過していることから、今後も継続して安定的に給食を提供するため、調理施設を着実に整備する必要があります。

【取組の内容】

- ①学校給食を安定的に提供するとともに、学校教育における食育を推進するため、小学校の改築に合わせて自校調理施設の整備を進めます。

No.35 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修

【施策の背景】

- 自然災害リスクや気候変動など外的な要因や、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化に適切に対応しながら、良好な教育環境を確保することが必要です。
- 改築するまでの間、既存の学校についても安全な教育環境を確保する必要があります。

【取組の内容】

- ①児童生徒数の増加に対応して必要な教育環境を確保するため、児童増加対策調整会議で、関係部署と課題を共有しながら連携して対策を検討します。また、地域子ども館あそべえ・児童クラブについて、隣接地等も含め学校での運営ができるようにします。
- ②地震に伴う非構造物等の落下やブロック塀などの倒壊防止対策を計画的に行います。また、台風、大雪などに備え日頃の点検により適切にリスク管理を行います。
- ③改築するまでの学校施設について、これまでと同様に中長期的な視点に基づく計画的な予防保全を継続します。

No.36 ICT 化の推進

【施策の背景】

- 文部科学省は「平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針について」により、自治体に対して I C T 環境の整備を求めています。
- 子どもたちのすべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力のより一層の育成や、教員の業務の効率化等、学校に好循環を生み出すため I C T 環境の更なる整備が必要です。
- 学習指導要領では、小中高等学校共通のポイントとして、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けています。学習指導要領総則において、子どもたちの発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするのが明記されています。また、合わせて総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記され、学校の I C T 環境整備と I C T を活用した学習活動の充実が求められています。
- 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得や新たにプログラミング的思考の育成、中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実することなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されています。

【取組の内容】

- ①一人 1 台のタブレット PC の配備や学校 ICT サポーターの配置など文部科学省が示す目標に向けて ICT 環境の整備を目指していきます。
- ②子どもたちの学習活動の充実や教員の業務の効率化のため、安価で安全なクラウド環境の導入について研究を行います。

4 計画の推進

（1）進捗状況の管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検及び評価に加えて、重点的な取組については、毎年進捗状況を適切に把握しながら推進します。

重点的な取組は以下の通りです。

- 2.英語教育の充実
- 7.武蔵野市民科の実施
- 10.人権教育の推進
- 12.16.交流及び共同学習の推進
- 14.特別支援教室(通級)の体制整備
- 17.スクールソーシャルワーカーと登校支援員の配置拡充
- 18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保
- 19.切れ目のない相談支援体制づくり
- 24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進
- 29.学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築
- 32.学校改築の計画的な推進
- 33.新学校給食桜堤調理場の整備

〈基本理念〉

自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む

基本理念を実現するための
〈施策の基本的な考え方〉

これからの時代に求められる
資質・能力を育む教育

自信を高め
意欲を育む教育

多様性を生かす教育

学校・家庭・地域が相互に
連携、協働した教育

施策の基本的な考え方に基づく
〈施策と主要な取組み〉

「生きる力」を支える
あらゆる学びの基盤となる
資質・能力の育成

多様性の理解と
市民性の育成

一人ひとりの教育的ニーズと
命を大切に
した教育活動の推進

すべての子どもに
資質・能力を育むための
環境整備

施策

① 言語能力の育成

② 情報活用能力の育成

③ 市民性に関わる資質・能力
の育成

④ 多様な人々が共に生きる社会の
担い手としての資質・能力の育成

⑤ 一人ひとりの教育的ニーズ
に応じた指導・支援の充実

⑥ 健康で安全な生活の実現

⑦ 学校に好循環を生み出す
取組の充実

⑧ 学校がプラットフォームとなる
地域との協働体制の構築

⑨ 未来を見据えた学校の整備

主要な取組

- 1.言語活動の充実
2.英語教育の充実*
3.学校図書館の活用
4.情報モラル教育の実施
5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進 6.プログラミング的思考の育成*
- 7.武蔵野市民科の実施***
8.キャリア教育の充実
9.長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）の実施
- 10.人権教育の推進**
11.道徳教育の推進
12.交流及び共同学習の推進
- 13.いじめの防止に向けた取組 **14.特別支援教室(通級)の体制整備**
15.特別支援学級(固定学級)の今後のあり方の検討 **16.交流及び共同学習の推進(再掲)**
17.スクールソーシャルワーカーと登校支援員の配置拡充
18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保
19.切れ目のない相談支援体制づくり 20. 帰国・外国人教育相談室による支援の充実
21.運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組
22.食育の推進
23.安全・安心な学校づくり
24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進*
25.持続可能な部活動の実施に向けた取組
26.教員研修の実施
27.主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
28.学校運営の中核となる教員の育成
- 29.学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築**
30.文化芸術活動の充実
31.学校の福祉的機能の充実*
32.学校改築の計画的な推進 33.新学校給食桜堤調理場の整備*
34.小学校自校給食調理施設の整備
35.児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修 36.ICT 化の推進

下線・太字・・・特に重点的に取り組む内容

*・・・本計画で初めて主要な取組みに位置づけられた内容

